

LIBRA

2015年 3 月号

〈特集〉

中小企業法律支援センターの活動

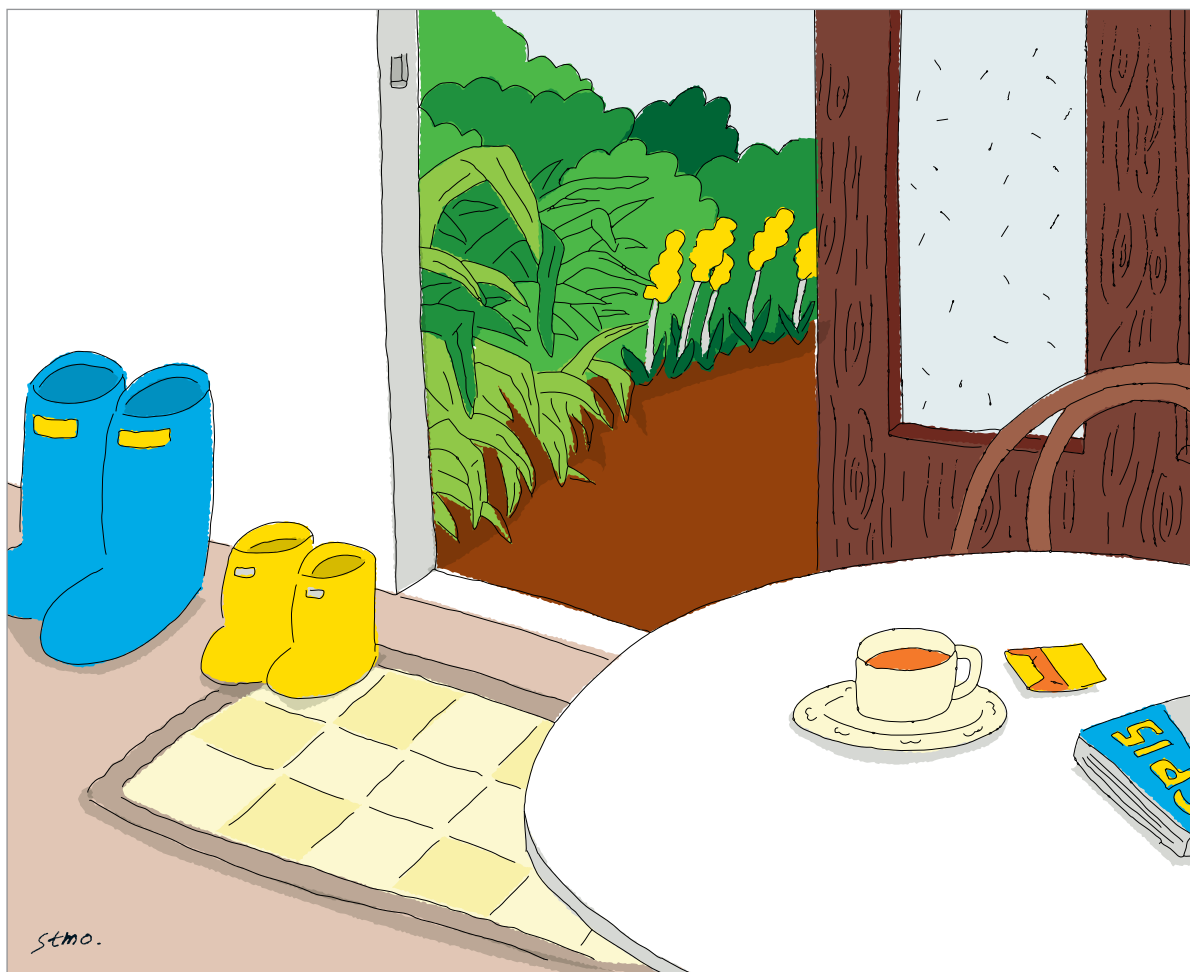
〈インタビュー〉

ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長兼COO

岩瀬大輔さん

〈クローズアップ〉

2014年度 理事者の1年



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2015年3月号

特集

02 中小企業法律支援センターの活動

- 第1 中小企業のための法的支援の充実を目指して
～中小企業法律支援センターの発足とその特徴～ 相川泰男
- 第2 中小企業法律支援センターの概要
1 中小企業法律支援センターの活動内容と組織の概要 関 義之
2 日弁連ひまわりほっとダイヤルの仕組みと東京での体制 土森俊秀
- 第3 各分会の活動と成果
1 緊密な士業連携の構築を目指して～連携検討部会～ 鐘築 優
2 アウトリーチ活動の具体的展開～アウトリーチ部会～ 田島正広
3 事業者のニーズに応える弁護士紹介を目指して～名簿・研修部会～ 外川 裕
4 法的支援を中小企業の隅々にまで～広報部会～ 水上博喜
- 第4 中小企業法律支援センターの今後の展開予定 梶 智史
- 寄稿
・中小企業M&Aにおける弁護士の役割～東京都事業引継ぎ支援センターの場合～ 豊田太輔
・中小企業を軸に法律相談と金融のコラボレーション～日本政策金融公庫との連携～ 樋口一騎
・しょうわヤングオーナーズクラブでの中小企業法務セミナー実施を振り返り 秋山祐介

インタビュー

22 ライフネット生命保険株式会社 代表取締役社長兼COO 岩瀬 大輔さん

クローズアップ

27 2014年度 理事者の1年～座談会～

ニュース&トピックス

- 34 ・栗生楽泉園・重監房資料館を訪問して
・シンポジウム「アフリカからの難民の現状と課題」
・公開学習会「学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ」実施報告
・2015年度 東弁役員選挙

連載

- 39 常議員会報告（2014年度 第10回）
- 44 高中会長，東京弁護士会マネジメント会議から報告書を受領 石橋源也
- 46 今，憲法問題を語る：第45回 一人一票実現訴訟 伊藤 真
- 47 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会「近時の成年後見事件の実情」報告 三森 仁
- 48 近時の労働判例
第27回 福岡地裁小倉支部平成26年2月27日判決(福原学園(九州女子短期大学)事件)
萩原怜奈
- 50 東弁往来：第38回 法テラス長崎法律事務所 佐田英二
- 52 わたしの修習時代：中野次雄刑裁教官のことなど 15期 泉 徳治
- 53 66期リレーエッセイ：実務家としての一年目を振り返る 杉山日那子
- 54 お薦めの一冊：『障がい者差別よ，さようなら！』 森川 清
- 55 コーヒーブレイク：カメの魅力 小笠原友輔
- 56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 58 会長声明・談話
- 64 インフォメーション

中小企業法律支援センターの活動

日本に 385 万社ほど存在するといわれている中小企業の支援に、これまで以上に積極的・能動的に取り組むため、2014（平成 26）年 2 月に当会の「中小企業法律支援センター」が発足してから約 1 年が経過した。

同センターでは、これまで、中小企業からの相談電話に対してコンシェルジュ弁護士を配置して精通弁護士を紹介する態勢を構築して運営するとともに、中小企業支援にかかわる団体・機関や他士業との関係を深めるための連携活動、弁護士側から積極的に現場に出向いて中小企業の需要を喚起するためのアウトリーチ活動など、様々な活動を展開している。

会員のみなさまに同センターの存在をより認知してもらうべく、同センター委員に、同センターの概要、これまでの活動成果の報告、これからの展望等について執筆いただいた。（小峯 健介）

CONTENTS

- 第 1 中小企業のための法的支援の充実を目指して
～中小企業法律支援センターの発足とその特徴～
- 第 2 中小企業法律支援センターの概要
- 第 3 各部会の活動と成果
- 第 4 中小企業法律支援センターの今後の展開予定
寄稿

第 1

中小企業のための法的支援の充実を目指して ～中小企業法律支援センターの発足とその特徴～

中小企業法律支援センター本部長代行 相川 泰男（41 期）

1 中小企業法律支援センターの設立経過

当会における中小企業のための法的支援は、これまで、弁護士業務改革委員会において中小企業に関する全国一斉無料相談会や海外展開支援弁護士紹介制度等の実施を担うとともに、弁護士紹介センターにおいて「ひまわりほっとダイヤル」への対応として乙名簿を利用した弁護士紹介業務を行ってきた。

しかし、これらはいずれも日弁連が企画する中小企業支援施策を単位会としていわば受動的に実施していたものであったし、また、「ひまわりほっとダイヤ

ル」では、事案の概要を記載した FAX の返信を相談申込者に求めていたが、その手間のため相談まで至らないケースも多く、加えて紹介業務を担う事務局では事案を的確に把握することに限界があり、必ずしもニーズに十分応えられないという課題があった。

そうした中、一昨年終了した金融円滑化法後の事業再生・経営革新のための支援や、急速に高齢化が進む中、中小企業経営者の円滑な事業承継のための支援の充実は、まさに喫緊の課題となっており、また、開業率を高めるための創業支援や、日ごろの継続的かつ専門的な法的支援の拡充は、全国に 385 万社あ

り、日本経済の屋台骨を支える中小企業に活力を与え、ひいては日本経済全体に良好な波及効果をもたらす重要な課題であるとの認識のもと、当会は、より能動的・積極的に中小企業支援に取り組むべく、2014（平成26）年2月10日、東京弁護士会中小企業法律支援センター（以下「本センター」という）を設立する運びとなった。

本センターでは、その設立に際し、東京三会の共催で中小企業支援体制構築のための「中小企業支援サミット」を開催し、各種中小企業支援団体、他士業を含め200名を超える中小企業支援に関わる出席関係者に向けて、本センターの設立趣旨及び企画内容を発表し、その活動を開始した。

2 本センターの特徴

(1) コンシェルジュ弁護士の配置と精通弁護士紹介態勢の整備

弁護士の紹介を求める事業者は、自らの抱える問題をよく聞いて正確に汲み取り、そのうえで問題の解決に最も相応しい専門性のある弁護士を紹介して欲しいと要望しているが、既に述べたように、これまでの仕組みは必ずしも十分これに応えるものではなかった。

そこで、本センターでは、事業者の相談事項を一定の経験を有する弁護士が直接聴取してその概要を取りまとめ、その案件に適切な弁護士を直接選定して紹介するという、いわばコンシェルジュの役割を担う配点担当弁護士を配置している。

また、本センターでは、4つの専門分野とその他一般的な法的支援の分野にジャンルを分け、当会の専門委員会及び法律研究部の協力を得て、各専門分野に精通する候補者名簿を作成し、精通弁護士の紹介態勢を整備しつつある。

詳しくは、「第2 中小企業法律支援センターの概要」を参照されたい。

(2) アウトリーチの実践と関連団体との連携関係の構築

多くの中小企業にとって、これまで弁護士というのは、訴えられたり、あるいは破産をするときに駆け込むところで、日ごろ経営上の悩みを抱えているものの、それを弁護士に相談すべきものとは思っていないというのが実情であって、こうした事業者に対しては、適切な弁護士の紹介態勢を整備するだけではあまり意味がない。

こうした事業者に向けた法的支援を行うためには、弁護士から現場に出向いて行き、事業者に寄り添いつつ、経営上の悩みを打ち明けてもらい、様々な悩みの中から法的課題を抽出して、その解決にあたるというアウトリーチの活動が不可欠であり、また、こうした活動を効果的に行うためには、これまで以上に、中小企業支援に関わる各団体・機関との協力関係を強化する取組みが必要である。

そもそも中小企業への適切な支援は、様々な団体・機関が自前のメニューで我田引水的に完結しようとするのではなく、相互理解を進め、それぞれの特徴を活かして、役割を分担しながら、連携・協力して支援にあたることが重要である。その際、本センターは、中小企業支援に関わる団体・機関の連携構築のかなめとなり、中小企業の身近で、様々な諸施策を助言できるコンサルティング機能も発揮できるよう目指しているところである。

本センターにおいて、これまで様々な事業者へのアウトリーチと連携構築に向けた活動を実践しているが、その詳細は、「第3 各部会の活動と成果」をご覧いただきたい。

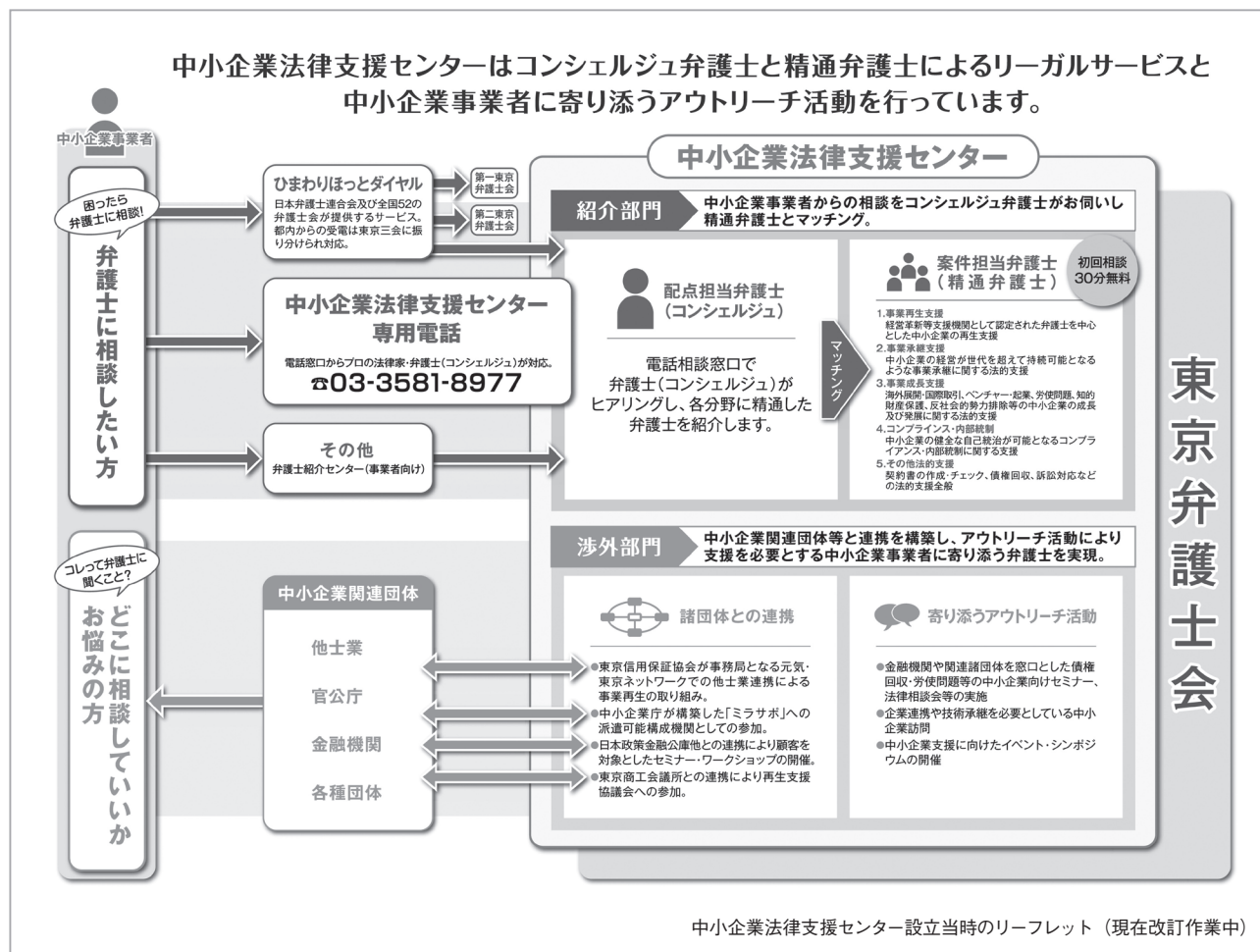
3 今後の展望と課題

本センターは、設立からようやく1年が経過したばかりの組織であるが、委員の意識は非常に高く、積極的なアウトリーチ活動の実践により着実に中小企業の需要を喚起しており、また、懇切丁寧を旨とするコンシェルジュ弁護士の電話窓口対応により、中小企業のニーズに的確に応える努力を続けていることから、弁護士紹介案件が増加するとともに、次第に活動領域も広がりつつある。

もっとも、無償で過大な負担を担うコンシェルジュ

弁護士に相応の配慮をしつつ、抜本的な精通弁護士名簿の整備や、案件担当弁護士のスキルアップをどう図って顧客満足ひいては顧客感動に繋げていくか、更なるアウトリーチ活動によって弁護士に対する意識の変化をもたらし、他士業との連携による成功事例をどう獲得していくかなど、まだまだ対処すべき課題は多い。

中小企業の隅々にまで弁護士による法的支援を拡大・充実させるため、会員の皆様のご支援・ご協力を切にお願い申し上げる次第である。



第2

中小企業法律支援センターの概要

- 1 中小企業法律支援センターの活動内容と組織の概要
- 2 日弁連ひまわりほっとダイヤルの仕組みと東京での体制

1 中小企業法律支援センターの活動内容と組織の概要

中小企業法律支援センター担当嘱託 関 義之 (53 期)

(1) 本センターの活動内容

本センターでは、大きく分けて2つの活動を行っている。1つは、コンシェルジュ弁護士と精通弁護士による2段階の弁護士紹介制度であり、もう1つはアウトリーチ活動である。以下、その概要を説明する。本センターのリーフレット（4頁）と併せてお読みいただきたい。

ア 2段階の弁護士紹介制度

(ア) コンシェルジュ弁護士の配置

本センターでは、日弁連のひまわりほっとダイヤルからの受電のほかに、本センター専用電話回線（03-3581-8977）を設け、弁護士紹介業務を行っている。その大きな特徴は、コンシェルジュ弁護士と呼ぶ配点担当弁護士を配置していることである。

相談者が電話をかけるとコンシェルジュ弁護士が直接電話に出て（正確にいうと、午後2時から4時まではコンシェルジュ弁護士が弁護士会館内で待機し直接電話に出るが、それ以外の時間帯ではまず事務局が電話に出て、コンシェルジュ弁護士が相談者にかけ直すことにしている）、事案の概要をヒアリングし、法律問題が含まれているかどうか、紹介する場合にはどの分野に精通する弁護士を紹介すればよいかを判断し、後述する精通弁護士名簿の中から登録弁護士を紹介している。

(イ) 精通弁護士紹介態勢の整備

中小企業が抱える法的問題は複雑かつ専門的で

あり、相談する際にはその分野に精通した弁護士に依頼したいというニーズが存在する。そのニーズに的確に対応するため、本センターでは、各分野に精通する弁護士を登録した精通弁護士名簿を整備している。現時点では、①事業再生支援名簿、②事業成長支援名簿（i 海外展開・国際取引名簿、ii ベンチャー・起業名簿、iii 労使問題名簿、iv 知財保護名簿、v 反社会勢力排除名簿）、③事業承継支援名簿、④コンプライアンス・内部統制支援名簿が整備されている。

また、2015（平成27）年度から、契約書のチェック、債権回収、訴訟対応など、幅広く中小企業の法的支援を扱う⑤その他法的支援担当名簿も整備すべく準備中である。

イ アウトリーチ活動の実践

中小企業においては、自らが抱えている法的課題が弁護士に相談すべき法律問題であると認識していないケースが多くあるため、受動的な弁護士紹介制度だけではなく、弁護士側から積極的にアプローチして中小企業に寄り添い、その中から法的課題を抽出し、経営戦略を意識した実践的な解決を図るための活動を行っている。これを、アウトリーチ活動と呼び、中小企業関連団体との連携を模索・強化することにより同団体を通じて中小企業にアプローチする活動を行っている。2014（平成26）年度は、新銀行東京との中小企業支援に関する覚書の締結、日本政策金融公庫主催のセミ

ナー・ワークショップ・相談会への弁護士派遣（東京三会共催）、昭和信用金庫主催のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三会共催）、東京商工会議所が設置する東京都事業引継ぎ支援センターとの連携、自由民主党との中小企業支援に関する意見交換会等を行った。

また、税理士、公認会計士、社会保険労務士、中小企業診断士等の他士業との連携構築にも力を入れている。2014（平成26）年度は各士業団体等との意見交換会を行い、今後の具体的な連携活動を模索している。また、2014（平成26）年度夏期合同研究の全体討議を引き受け、「未来へつなぐ中小企業の絆」と題して、事業承継をテーマに研究発表を行った。いずれの企画もパネルディスカッションに税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等に参加してもらい、他士業との連携により、中小企業支援に多角的に取り組むことの重要性を啓蒙した。

（2）本センターの組織

本センターには、センター本部会議のもとで、その活動内容に応じて、①アウトリーチ部会、②連携検討部会、③広報部会、④名簿・研修部会の4つの部会を組織し、活発な渉外活動を行うとともに、コンシェルジュ弁護士を配置した弁護士紹介部門の運営を行っている。

センター本部会議は、毎月1回、原則第1水曜日の午後1時から開催し、前半の1時間で、本センターの組織及び活動の全般についての審議及び報告を行うとともに、後半の1時間で、中小企業支援に役立つ研修を実施している。これまでの研修では、各団体・機関から講師を招き、「東京都事業引継ぎ支援センターの活用方法」（寄稿18頁参照）、「小規模

事業者の融資判断のポイント」（寄稿19頁参照）、「中小企業に対する海外支援施策について」などをテーマに、貴重な講演をいただいている。

アウトリーチ部会は、アウトリーチ活動の実践を担っており、中小企業関連団体等に積極的にアプローチをかけ、本センターとの連携を模索している。

連携検討部会は、主として中小企業支援に向けた士業連携の構築を担っている。

広報部会は、対外的な広報活動を担い、弁護士会の中小企業支援への取り組みを周知し、相談件数の増加を試みている。設立時には、本センターのリーフレットを作成し、現在改訂作業中である。また、当会の委員会ブログに本センターのページを開設し（<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/chusho/>）、本センターの活動状況を対外的に周知している。

名簿・研修部会は、コンシェルジュ制度・精通弁護士名簿の整備・改善を行うほか、2015（平成27）年度からは「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」と題する研修講座（年間12回）を開設するなど会員向け研修会を企画し、名簿登録者の能力向上に取り組んでいる（17頁の研修案内参照）。

なお、弁護士紹介部門の運営実績であるが、2014（平成26）年4月1日から同年11月25日までの相談件数は619件、1日当たり平均して3.8件の受電があった。ひまわりほっとダイヤルのみの時代であった2013（平成25）年度の1日当たりの平均件数が1.2件であったことと比較すると、増加傾向が見てとれる。また、アウトリーチ活動等の効果徐徐に出始めたことにより、専用電話回線からの相談も増えてきており、月によって変動があるものの2014（平成26）年10月の相談割合は、ひまわりほっとダイヤル経由が約70%、本センターの専用電話回線経由が約26%、その他経由が約4%となっている。

2 日弁連ひまわりほっとダイヤルの仕組みと東京での体制

中小企業法律支援センター事務局長 土森 俊秀 (54 期)

(1) ひまわりほっとダイヤル

ア ひまわりほっとダイヤルとは

「ひまわりほっとダイヤル」とは、日弁連の中小企業法律支援センター（ひまわり中小企業センター）と全国52の弁護士会とが協力して提供している、電話で弁護士との面談予約ができるサービスである。

このサービスは、身近に相談できる弁護士がいない中小企業が、弁護士に相談しやすくすることを目的としたものであり、その基本的な仕組みは、

- ① 相談を希望する全国の中小企業が、全国共通電話番号（0570-001-240「おいちゅーしょー」）に電話をかけると、当該電話は自動的に最寄りの弁護士会の専用受付につながる。
- ② 受付担当者は中小企業から名称と連絡先を聴取し、担当弁護士に配点を行う。
- ③ 配点を受けた担当弁護士は、原則として、受付時から24時間以内にその中小企業に連絡して、面談の日時や場所を設定する。そして、その設定に従って相談等を実施する。

というものである。

「ひまわりほっとダイヤル」は、2010（平成22）年4月に全国で運用が開始され、2012（平成24）年2月からは日弁連ウェブサイトからのオンライン申込みもできるようになった。初回面談につき、運用開始当初はキャンペーンとして全国一律に30分無料とし、現在も一部の単位会を除いて30分無料が維持されている。なお、東京三会においても、初回面談30分は無料とする扱いをしている。

全国共通電話番号とし、かつ、制度の大枠を全国的に統一させることにより、日弁連として統一的な広報活動ができるようになり、利用者である中小企業をはじめ、公的機関や中小企業支援団体に対しての周知活動を行っている。なお、「ひまわりほ

っとダイヤル」の詳細は、日弁連のウェブサイト（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/>）を参照されたい。

イ 当会での運用

東京の中小企業が「ひまわりほっとダイヤル」に電話をすると、当会、一弁及び二弁に、2:1:1の割合で自動的に振り分けられ、各会の受付担当部署に電話がつながる仕組みとなっている。各会では、日弁連において定めた前述の枠組にしたがって、担当弁護士を決定し、担当弁護士が中小企業に対し折り返し面談予約の電話をすることとなるが、担当弁護士への配点方法等は各会の裁量に委ねられている。

当会においては、本センターが「ひまわりほっとダイヤル」の受付担当部署となっており、かかってきた電話については、本センター専用電話（03-3581-8977）への電話の場合と同じく、コンシェルジュ弁護士が中小企業にヒアリングを行った上で、分野毎の候補者名簿から当該案件に相応しい弁護士を案件担当として配点している。

(2) 東京におけるサービス体制

本センターではコンシェルジュ弁護士と精通弁護士の体制を整えているが、これは現在のところ当会独自の体制であって、一弁・二弁では採用されていない。したがって、東京の場合、現時点では、案件がどの単位会に振り分けられるかによって、サービス体制に差異が生じている。

この点、本センター専用電話番号への電話件数も増えてきており、コンシェルジュ弁護士と精通弁護士により中小企業に対しきめ細やかなリーガルサービスを提供する体制が評価されつつあることから、将来的には当該体制に一本化し、東京三会で統一的な運営がなされていくことを目指したい。

第3

各部会の活動と成果

- 1 緊密な士業連携の構築を目指して～連携検討部会からの報告～
- 2 アウトリーチ活動の具体的展開～アウトリーチ部会からの報告～
- 3 事業者のニーズに応える弁護士紹介を目指して～名簿・研修部会からの報告～
- 4 法的支援を中小企業の隅々にまで～広報部会からの報告～

1 緊密な士業連携の構築を目指して～連携検討部会からの報告～

中小企業法律支援センター連携検討部会長 鐘築 優 (34 期)

(1) 連携検討部会の発足

弁護士は、これまで、主として弁護士会の中だけで活動して来たため、弁護士の取り扱わない分野については、その都度、他士業に紹介するなどして、助力を得てきた。しかし、それでは弁護士の活動は広がらない。日本には多数の士業があるのであるから、何かことが起きた時には、それらの士業が手を取り合って対処することが中小企業対策としても必要である。そこで、本センターでは連携検討部会を組織し、他士業との連携関係を深めて、中小企業支援に積極的に取り組むことを推し進めることにした。

(2) 今までの活動

ア 東京都中小企業診断士協会との意見交換会

これまで中小企業診断士協会と積極的に連携関係を構築したことはなかった。しかし、中小企業診断士は企業の経営の診断または経営に関する助言を行うことを活動目的とした士業であり、中小企業診断士と連携することは弁護士も中小企業経営に関する知識を習得し、より良い中小企業支援に資すると考えられる。そこで、当部会は、2014（平成26）年5月8日、東京都中小企業診断士協会との間で、意見交換会を弁護士会館で実施した。この意見交換会には、日本政策金融公庫、東京都信用保証協会、東京商工会議所からも参加いただき、弁護士と中小企業診断士の活動分野が交錯する経営者保証ガイドライン（法人と個人が明

確に分離されている場合などに経営者の個人保証を求めないことなどにより、経営者保証の弊害を解消するもの。2014（平成26）年2月1日より適用が開始された）や事業承継への対応などについて、基調報告とともに、活発な議論を交わした。

イ 東京税理士会との交流会

東京三会は、東京税理士会との間で、2010（平成22）年に、弁護士及び税理士の紹介等に関する協定を締結し、相互に弁護士や税理士を紹介し合うこととしたが、これまでなかなか紹介実績をあげることができなかった。そこで、当会は、業務改革委員会の企画により、東京税理士会との間で、数年前から独自に交流を持ち、年2回、講演会、意見交換会などを行っていた。

法律問題の相談を受ける中で、税務関係の問題が出てくることはよくあり、税務問題を避けては法律問題の真の解決とはならないとの認識のもと、この交流会では、個人の税務問題から中小企業の問題にまで幅を拡げている。2013（平成25）年9月24日には、税理士会館において講演会を開催し、税理士会側からは「金融円滑化法の出口戦略と経営改善計画策定のポイント」について、弁護士会側からは「金融機関とのリスク交渉における留意点」、「弁護士が税理士との協働に関して期待すること」について、それぞれ発表を行った。

今後は、本センターにおいて、更なる連携関係の構築に努めていく所存である。



日本公認会計士協会東京会との
意見交換会

ウ 社会保険労務士との意見交換会

社会保険労務士は、労働関連法令や社会保障法令に基づく書類等の作成代行等を行い、また、労務管理や社会保険に関する相談・指導を行っており、労働分野において弁護士の業務ととても関係が深い。当会は、社会保険労務士との交流についても、弁護士業務改革委員会の企画により数年前から年2回程度開催しており、就業規則や労働保険に関する勉強会などを行ってきた。このような交流は、本センターでも引き続き行い、連携関係をさらに強固なものにすべく活動している。

エ 若手士業との交流会

上記のような交流会の一環として、連携検討部会において、若手弁護士の業務拡大と、複数の士業連携を目的とし、若手士業間の交流会を企画することとした。実際に、2014（平成26）年7月29日には、若手の弁護士、税理士及び社労士との間で交流会を開催し、中小企業支援に関する今後の士業連携の在り方について率直な意見を交換した。今後も若手交流会を進めていく予定である。

オ 日本公認会計士協会東京会との意見交換会

2014（平成26）年11月28日、弁護士会館において、日本公認会計士協会東京会との意見交換会を行った。これまで公認会計士とは、前述の中小企業診断士同様、積極的な交流を図っていなかったが、本センターの鳥山亜弓会員が公認会計士の資格を有していたこともあり、意見交換会を試みることにした。松田純一副会長、柳澤義一公認会計士協会東京会会長の開会の挨拶の後、相川泰男本センター本部長代行から「本センターの仕組み、活動」について講演し、その後、公認会計士長谷川臣介中小企業支援対応PT副構成員長が「東京会の連携推進活動」（とくに、さわや

か信金との連携等）について講演し、互いの活動内容について紹介をした。その後、具体的な意見交換を行い、弁護士と公認会計士が協働して事件を受任あるいは紹介し合うことはできないか、少人数のグループを作って勉強会を行ってはどうか、相談を増やすためにどのような対策をとればよいかなどの活発な意見交換を行った。

カ 中小企業支援サミット

本センターを立ち上げた2014（平成26）年2月10日には、中小企業支援体制構築のための中小企業支援サミットを開催した。参議院議員、東京都議会議員、東京青年会議所、中小企業庁、東京都振興公社、東京商工会議所、東京信用保証協会、日本政策金融公庫、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士など、中小企業支援に関わる関係機関や各士業に参加いただき、中小企業の支援についての展望と問題点を議論し、各団体・機関の連携が不可欠であることについて認識を深めた。

キ 夏期合同研究全体討議

2014（平成26）年7月14日の夏期合同研究では中小企業問題について「未来へつなぐ中小企業の絆—事業承継に対する多角的サポート」との演題の下に、様々な他士業、他団体を招き、全体討議として活発な議論を行った。

(3) 今後の活動について

食わず嫌いではない。いろいろ話してみると思ったよりざっくばらんの士業の人が多い。これからも、どんどん交流する士業の輪を広げ、中小企業に対する弁護士会の活動を実りあるものにしたいと思う。そのためには、各士業担当の会員を決め、その会員を中心に企画を練り、具体的な行動に移していきたいと考えている。

①日本政策金融公庫でのワークショップ



②フォーラムでの大和田氏（右）



2 アウトリーチ活動の具体的展開 ～アウトリーチ部会からの報告～

中小企業法律支援センター副本部長兼アウトリーチ部会長 田島 正広 (48 期)

(1) アウトリーチ活動の必要性

2006（平成18）年日弁連中小企業全国アンケート報告書によれば、中小企業の多くが法的課題を自ら弁護士に相談すべき課題と認識していないばかりか、その抱く弁護士のイメージは紛争が泥沼化した局面での「裁判沙汰」を任せる人であって、早期かつ予防的な経営改善のための相談相手ではない。弁護士はいつも多忙で機動性に欠け費用も高いイメージであり、日頃の相談は税理士や、交渉相手であるはずの貸し手たる金融機関に委ねられているのである。

そこで、そのような中小企業の意識を変えると共に、その抱える法的課題を早期に解決し、企業の実情に適合した経営戦略に基づきその経営の持続性を確実なものとするため、本センターではアウトリーチ活動を展開している。その際、本センターとしては各中小企業に直接アプローチする適切な手段を持ち得ないことから、むしろ、日頃中小企業に対する貸し手である金融機関と連携し、借り手たる中小企業との接点を模索し、あるいは、東京商工会議所をはじめとする中小企業支援団体と連携した相談体制の検討を通じて中小企業との接点を模索している。これらのアウトリーチ活動の基盤をより確実なものとするため、本センター連携検討部会主導による、税理士、公認会計士、中小企業診断士等の中小企業との接点のある他士業との連携での中小企業支援体制の構築を支援し（上述1参照）、さらには中小企業支援政策に政治決断をするべき国政、都政における政治家

との意見交換も積極的に展開している。

以下、その具体的展開状況を説明する。

(2) 今までの活動

ア 日本政策金融公庫主催のセミナー・ワークショップ・相談会への弁護士派遣（東京三会共催）
【写真①②】

日本政策金融公庫は、政府系金融機関として中小企業の経営を金融面から支えるものであるが、その経営を法的側面でもより確実なものとするべく、法律支援の点で東京三会と提携し、ここ数年3回程度セミナー・ワークショップを開催して来た。今年度は、本センターの発足に際しての当会主催フォーラム、並びに夏期合研でのフォーラムにパネリストとして同公庫国民生活事業東京地区統轄の大和田桂則氏の参加をいただき、貸し手側から見た法的支援のあり方を披露いただいた他、本センター委員向け研修会に講師を派遣していただき、弁護士の積極的サポートで中小企業の経営改善を図ることにより、金融機関としての融資環境整備が可能であることを認識させていた。

こうした連携強化を基礎として、今年度はセミナー・ワークショップ活動についても積極展開し、新たな取り組みとして法律相談会も実施したところであり、今後とも中小企業支援のための積極的連携を深めていきたいと考えている次第である。

③しょうわヤングオーナーズクラブでのセミナー



イ 信用金庫とのセミナー・ワークショップ等への弁護士派遣、相談体制構築の模索【写真③】

東京三会では、2012（平成24）年末に東京都信用金庫協会に対して、加盟信用金庫主催のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣等を申し入れた。これに基づき、当部会は、各信用金庫に積極的に働きかけ、借り手の中小企業の要望に応じた早い段階からの弁護士による法的支援への関与によってその経営改善を図るべく、各信用金庫との連携を模索している。貸し手の金融機関と借り手の中小企業の代理人弁護士とは、当然ながら対決する場面も想定されるが、必ずしも終局的な対決的局面ばかりではなく、むしろそれ以前に互恵的な戦略的解決が可能な場面は存在する。借り手の利益を最大化するべくその経営改善を図ることで、貸し手の業績向上に資することもあり得るので、まさにウイン・ウインの関係構築に向けた対応が望まれる所以である。

各金庫との連携に向けた折衝を行う中、昭和信用金庫とは、昨年11月同金庫主催の研修会「しょうわヤングオーナーズクラブ」において、東京三会からの弁護士派遣によるセミナー・ワークショップを開催し好評を得た（寄稿20頁参照）。こうした活動を今後も積極的に展開すると共に、一方では各信用金庫の借り手からの法律相談を、相談内容・分野に通曉した相談担当弁護士が受任することのできる体制の整備を目指して、関係の強化を図っていきたいと考えている。

ウ 新銀行東京との連携強化の模索【写真④】

新銀行東京は首都東京における中小企業融資をその主旨として経営されている銀行であり、近時借り手である中小企業の健全な経営環境の維持に力点を置いた経営戦略を打ち出している。この点で、

④新銀行東京との覚書締結

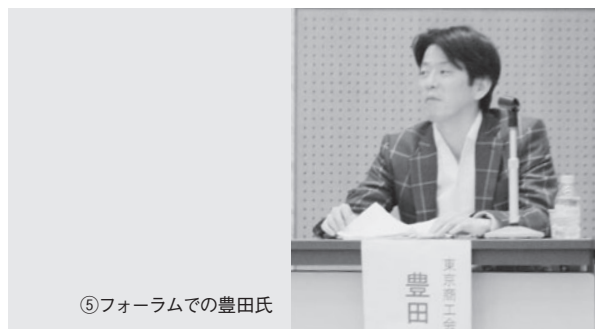


本センターの中小企業支援の方向性と非常に親和性が高いことから、本センター相川泰男本部長代行の積極的主導の下、昨年末同行代表取締役社長兼執行役員寺井宏隆氏と当会高中正彦会長との間での中小企業支援に関する覚書の締結に至った。その具体的協同体制の構築は今後の課題であるが、本センターとしては、これまでの諸事例と同様、セミナー・ワークショップを通じた中小企業の意識改革と法的サポートを行うと共に、同行と当会との研修や事例検討での交流や、具体的法律相談受任体制の整備を図っていくことを検討している。

エ 東京商工会議所をはじめとする中小企業支援団体との連携構築の模索【写真⑤】

高齢化が進む中小企業経営者にとって、事業承継は重要なテーマであるが、親族、従業員への承継が困難な場合における第三者へのM&Aによる承継は、近時その件数も飛躍的に増加している。その際、零細規模の中小企業のM&Aに対する支援はアドバイザーが積極的には関与しない領域であることから、東京商工会議所が東京都事業引継ぎ支援センターを立ち上げて、その仲介役として事業展開しているところである。

そこで、同センター統括責任者の豊田太輔氏に本センター夏期合研でのパネリストとして登壇いただいた他、委員等向け研修会においてその運用の



⑤フォーラムでの豊田氏

⑥発足時のフォーラムにおけるパネルディスカッション



実情を披露いただき、M&Aにおける弁護士の関与のあり方を具体的に認識させていただいた。こうした連携を通して、さらに本センターとしての支援体制についても模索している（寄稿18頁参照）。

同様の展開はこの他にも各種中小企業支援団体との間で検討しているところである。

オ 国政、都政の政治家との意見交換をはじめとする連携【写真⑥⑦】

中小企業支援政策は、経済産業省中小企業庁による政策形成等を基礎として政治決断により実行されているところであるため、本センターとしての活動の実情を踏まえた中小企業支援体制の実現に向けて、国政、都政の政治家との意見交換は重要な意義を有することになる。そこで、本センターは、まず発足時のフォーラムにおいて都議会議員遠藤守氏、田中健氏に登壇していただき、中小企業の連携と金融機関の支援の展開に関する都政の

⑦自民党との意見交換会



実情を踏まえた本センターの関与のあり方について意見交換を行った。また、10月には政権与党で中小企業支援に深く関わる自民党衆議院議員菅原一秀氏、平将明氏らとの意見交換を行い、本センターの活動状況を説明すると共に、中小企業支援政策のあり方について課題と解決の方向性についての認識を共有した。また、今後、公明党との意見交換会を実施する予定である。

(3) まとめ

このように、アウトリーチ部会においては、中小企業の視点に立ったその支援活動のあり方を追求し、積極的に中小企業との接点を模索し、その支援の実効化を目指して、各方面との連携強化を図っている。会員の皆様にはこの取り組みへの理解と協力をお願いする次第である。

3 事業者のニーズに応える弁護士紹介を目指して～名簿・研修部会からの報告～

中小企業法律支援センター名簿・研修部会長 外川 裕 (48期)

(1) 部会の概要

名簿・研修部会は、大雑把にいうと、コンシェルジュ弁護士および相談対応弁護士の組織化と質を確保するための仕組みづくりを所管している。センターは、ユーザーである中小企業に対し、法律相談等のリーガルサービスを斡旋することを業務の中核としていて、この中核業務をいかに効率的にかつ質の高いものにするかについて当部会が所管しているので、当部会は言わば本センターのセンター運営部会とも縁

の下の方持ち部会ともいべきセクションである。

現在、本センターは設立からやっと1年であり、未だ、体制を整えつつ日々の業務に当たっている状態である。業務を拡張する方法としては、積極的にPR活動を行うことと、顧客満足度を上げることが車の両輪となるが、前者を担当するのが広報部会やアウトリーチ部会、連携検討部会であり、当部会は後者を担当する部会ということになる。

(2) コンシェルジュ体制について

中小企業からの相談は、ひまわりほっとダイヤルとセンター専用回線の二系統で当会に寄せられるが、その受付時間は平日午前9時半から午後4時までとなっている。コンシェルジュ弁護士は、そのうちの午後2時から4時まで弁護士会館に詰め、相談者から概要を聞き取り、相談担当弁護士に割り振って対応の依頼を行っている。

コンシェルジュ弁護士という業務はどの会員にとっても全く経験のない業務であったことから、センター設立当初、少ない担当者が行うことで早急に経験を集約したいと考え、10人程度の会員でコンシェルジュ弁護士を分担して業務を開始した。実際に始めてみると、直ぐに、スキルの習得に長期間は要しないことが理解でき、また、担当者10人すなわち1人が月2回担当というのはさすがに負担が大きかったため、順次センターに所属する会員から担当者を増員し、本年4月以降は概ね2カ月に1回の担当で済むよう体制を整えることを目標としている。コンシェルジュ弁護士を担当するのは所属部会の如何に関わらず本センターに所属する会員の中から概ね選任しており、また、現在、コンシェルジュ弁護士に対する日当は支払っておらず、完全にボランティアで業務を担っている。

本センターに寄せられる相談は、中小とはいえ企業者からのものであるため、一般的な法律知識を尋ねたり、弁護士に相談すべきとは言い難い等の的外れな相談は少なく、事件・相談としては大規模なものではないが、確かに相談者が弁護士の助言を必要としていることが窺える案件がほとんどである。中には、極めて簡単な相談でコンシェルジュがその場で返答して対応終了とするものも少なからず存在するが、相談を受けた側として「契約書だけは確認したい」というような不安があり、相談者側に電話だけ

で済ませたいという様子がない場合、コンシェルジュ弁護士としては案件担当弁護士に配点することとしている。相談対応は、初回30分まで無料ということにしており、このような相談の場合は、担当弁護士からすると、弁護士報酬を受領できない場合も多いと考えられるが、その点については、本センターの制度趣旨をご理解いただきご協力を賜りたいということをお願いしている。

(3) 案件担当候補者名簿について

本センターが中小企業向け法律相談に特化していると言い切ることを実質で担保するのは、コンシェルジュ弁護士が相談者から相談の概要を聞いた上で、その相談に最もふさわしい弁護士を紹介するというスキームにある。そのため、いわゆる専門事件に対応できる弁護士の名簿を作成して、そういった相談に対応できるようにしておくことが重要となり、本センターでは幾つもの専門分野に分けて精通弁護士名簿を作成している。

とはいえ、実際には、寄せられる相談のほとんどは弁護士にとっての一般事件であるため、顧客満足度を上げるためには、この一般事件の相談を担当する弁護士の質をどう確保するかということになる。一般事件の相談を担当する弁護士（「その他法的支援担当名簿」に登録する弁護士）の選任は本センターの設立趣旨にご賛同いただけることを前提にセンターで公募して、応募者多数であれば抽選というのが通常の方法ということと思われるが、センター設立当初はこれが間に合わず、法律相談センターに備え置かれたいわゆる乙名簿を借用することでスタートした。本年4月からは本センター独自で一般事件を担当する弁護士の名簿を備えることとしており、本稿出稿時、既にこの名簿は作成を終え、各会員に通知済みである。

一方、選任がより難しいといえる精通弁護士名簿については、専門委員会や法律研究部に適任者を推薦してもらう、という形で名簿を作成して本センターを発足させている。長い目で見れば、本センター独自で適任者を選任できることが理想と言えるが、専門家の選任を安直に行うことは将来に禍根を残すことにつながりかねない。そこで、本年4月以降も現在の名簿を利用することを予定しているが、精通弁護士名簿の抜本的な見直しは今後の課題である。

(4) 研修体制について

上記のとおり、事業者の相談内容にもっとも相応しい弁護士をコンシェルジュ弁護士が選ぶというのが本センターのアピールポイントであることから、たとえ一般事件であったとしても、何か相談者に訴求できるものがなければならないことになる。一方、本センターの一般事件の担当をお願いする会員は若手会員が多く、上記の訴求したいアピールポイントと

の間にある程度のギャップが生じうる。そして、上記のとおり、数だけでいえば本センターが受ける相談はこの一般事件が最も多いのであるから、この層の相談者にどのような満足感を得てもらうかが、本センターの消長に直結することになる。もちろん、案件担当弁護士の質の向上といっても、一義的な処方箋や決まったスキームがあるはずもないが、とりあえず、センターとしては中小企業にありがちな相談分野を網羅する形で概括的な研修を連続講座として企画している。2015（平成27）年度に開講する「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」は基礎講座であるが、経験の浅い若手会員であっても、相談を受けた際に方向性を誤らず迅速な対応を可能とするためのスキルを身につける一助となるものと考えている。尚、2016（平成28）年度の一般事件相談担当者の選任に当たっては、この研修の受講履歴を考慮に入れることを考えている（17頁の研修案内参照）。

4 法的支援を中小企業の隅々にまで～広報部会からの報告～

中小企業法律支援センター広報部会長 水上 博喜（46期）

(1) はじめに

本センターでは、中小企業に対する法律支援サービスを充実させるために、アウトリーチ部会を設置して日本政策金融公庫など中小企業関連団体においてセミナーやワークショップを行うことにより中小企業の皆様に当会の活動を認識していただくとともに、連携検討部会を設置して、税理士、中小企業診断士等の他士業との研究会や交流会を通じて本

センターの活動が間接的に中小企業に浸透するよう努力している。

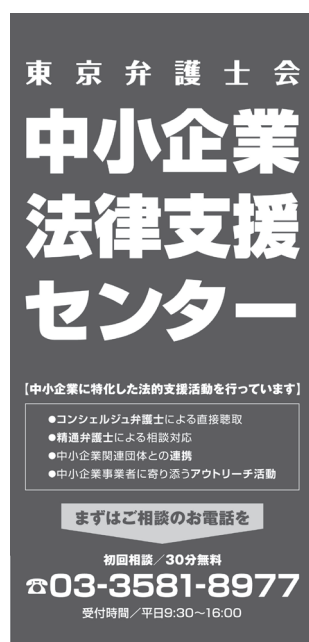
広報部会は、上記のアウトリーチ部会及び連携検討部会が中小企業関連団体に本センターの存在意義を伝達するためのリーフレット・チラシなどのツールを準備するとともに、直接中小企業に本センターが中小企業の法律支援を行っていることを広報することを目的として設置されたものである。

⑨マグネットの写真



(2) 広報部会の活動

ア リーフレットの作成【写真⑧】



⑧リーフレット

まず、最初に広報部会においては、リーフレットを作成した。このリーフレットは、本センターの仕組みをわかりやすく伝えるためのものであるが、区役所・市役所の産業振興課等中小企業の支援を行っているセクションに備え置いてもらい、配布してもらうことを前提としているため、できるだけ目立つものとするべく、赤に白抜きを基調として

作成した。今後は、広告専門業者の意見なども参考に改良を行う予定である。

イ ノベルティグッズの作成【写真⑨】

本センターの存在を広報するための手段として本センターの名称及び連絡先を記載したマグネットを作成している。このマグネットは市役所・区役所や商工会・商工会議所等の中小企業関連団体に無償で配布して備置していただくことを予定したものである。ここを訪れた中小企業がこのマグネットを持ち帰って使用している間に法的問題が生じた場合、リーフレットを探し出さずともこのマグネットを見て本センターへ連絡することが容易になるであろうと考えて作成したものである。

ウ ホームページの作成

本センター発足前は、日弁連が設置しているひまわりほっとダイヤルが広報の役目を担ってきた。

現在は、このひまわりほっとダイヤル以外に、当会ホームページの委員会ブログ内に本センターのサイトを作り、新着記事を随時掲載するなどして、広報を行っている。

更に、現在本センター独自のホームページを開設して広報活動を行うことを検討している。

このように本センターにおいてより積極的に、かつタイムリーに情報を提供し、中小企業の隅々にまでより広く法的支援を提供しようと考えているところである。

エ 認定支援機関説明ツールの作成

日本公認会計士協会東京会では、「日本公認会計士協会における認定支援機関制度への取り組みについて」という説明ツールを中小企業用に作成して配布している。

2013（平成25）年から中小企業庁が創設した経営革新等支援機関への認定要請があり、1000名以上の弁護士が認定登録を受けているが、現在までほとんど活用実績が聞こえてこない。

そこで、経営革新に当たって弁護士が何をしようのかを中小企業及び金融機関等の中小企業関連団体に理解していただくことを中心としつつ、本センターの活動を含めて説明する資料として「中小企業を支援している各団体様～中小企業支援推進のための弁護士会の取組みのご紹介～」という説明ツールを作成している。

(3) まとめ

このように、広報部会においては、中小企業が本センターにアクセスすることを容易にするあらゆる手段を検討し、これを実行していくことが目的である。会員の皆様にはこの取り組みへの理解と協力をお願いする次第である。

第4

中小企業法律支援センターの今後の展開予定

中小企業法律支援センター委員 梶 智史 (63 期)

本センターは、中小企業に対して、弁護士の方からアプローチすることで、潜在的なニーズを発掘しようとの理念から設立されたものである。今後は、この理念を一層推し進めるべく、関連団体との連携を強化し、また、コンシェルジュの対応を含む相談制度をより使いやすくすることで、中小企業及び経営者の皆様に対してよりよいリーガルサービスを提供したいと考えている。

今まで弁護士が関与することのなかった新しい分野に関与することで、活動領域を拡大するとともに、委員及び会員のスキルをも向上させ、さらに、中小企業を通じてわが国の国力増進の一助となれどと考えている。

1 まずはセンターを知ってもらう

本センターは発足したばかりであり、存在を知っている中小企業はほとんどいないといってよいのではないだろうか。また、当会会員においても、本センターの存在を知らない者も多く、知っていたとしても具体的にどのような活動を行っているかを知っている者は少ないのではないだろうか。そこで、まずは本センターの存在及び本センターが提供するサービス内容を、中小企業及び当会会員に知ってもらうことが必要である。

そのため、中小企業及び経営者の皆様の目に留まりやすいリーフレットを製作・配布することで、まずはセンターの存在を知ってもらうとともに、センター独自のホームページを作成することを検討しており、センターに関する情報に容易にアクセスできるような体制を構築することを検討している。

また、各種団体との連携を強化することも重要である。センターでは、新銀行東京と連携協定を締結するなど、外部の様々な団体に働きかけている。他の団体と連携することで、これまで接点のなかった中小企業にもアプローチすることが可能となるからである。

2 コンシェルジュ・精通弁護士の強化

本センターでは、2015（平成27）年1月現在30名のコンシェルジュにおいて配点を行っている。コンシェルジュは、中小企業及び経営者の相談を最初に受け付け、適切な精通弁護士への配点を担当するため、弁護士としての経験があることはもちろん、中小企業支援について深い理解を有していることが必須である。そのため、センターでは、本部会議の後半1時間をつかって、中小企業支援に役立つ研修を実施している。また今後、コンシェルジュ養成のための研修を開催することも予定している。

精通弁護士においても、本センターの研修や各種イベントに参加し、各精通分野だけでなく中小企業支援全般について関心を持ち、センターの活動に共感していただきたいと考えている。



コンシェルジュ
弁護士相談対応
の様子

3 委員会活動を通じた若手の育成

中小企業及び経営者のニーズを知り、また、新しい業務分野について考えることは、今までの弁護士像を超えて、弁護士としてどのようなサービスを提供できるかということを考える非常にエキサイティングな活動である。一方で、今までの弁護士の業務及び弁護士の社会的な役割について深く理解することも必要とな

る。もちろん基本的な弁護士の業務について精通していることは必須である。

このように言うと、若手が本センターへ参加するのは難しいのではないかと、若手が担当できる活動などないのではないかと、思うかもしれない。

しかし、本センターでは、委員がそれぞれ有する得意分野を持ち寄って、相互に協力しながら活動を行っている。これはまさに本センターが他士業や中小企業関連団体とともに行おうとする活動である。若手委員はベテラン委員に学び、ベテラン委員は若手に学ぶ。つまり本センターは、ベテランの会員はもちろん、若手の会員においてもその力を十分に発揮できる委員会

なのである。実際、センターでは、60期代の委員も運営の中心となって活躍している。

本センターでは、各精通弁護士として名簿に登載されるだけでなく、コンシェルジュや、本センター委員としてともに活動してくれる会員もまだまだ募集している。

中小企業の法的支援に興味がある、弁護士の業務について深く考えたい、今までの弁護士像を超えた弁護士のあり方を追求したい、弁護士としてのスキルを高めたい、最初の動機はどのようなものでも構わない。興味のある会員は、是非とも本センターにアクセスしてほしい。

寄稿

中小企業M&Aにおける弁護士の役割
～東京都事業引継ぎ支援センターの場合～東京都事業引継ぎ支援センター
統括責任者 豊田 太輔

東京都事業引継ぎ支援センターは、「産業競争力強化法」に基づき、東京商工会議所が経済産業省からの委託を受けて実施している事業です。「事業引継ぎ支援センター」は昨年末現在で全国に16か所設置されております。

中小企業の経営者は高齢化が進んでおり、将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業が増えてきています。特に親族内に適当な後継者がいない企業が、承継問題を先送りにし、特段の対策を行わないまま経営を続けて、結果的に廃業し、雇用、技術等が失われるといった社会的な損失が発生しています。そこで私ども「事業引継ぎ支援センター」は、それらの企業からのご相談をお受けし、第三者等への会社（事業）の譲渡等（以下M&A）を利害関係のない第三者としてサポートするものです。

東京都事業引継ぎ支援センターでは、相談者の中小企業（オーナー）が、その意向に基づき、M&A実務執行をM&A専門会社へ依頼する場合のほかに、M&A実務の経験がある弁護士、会計士、税理士等の専門家に依頼する場合があります。後者の場合、弁護士は全体を見渡すアドバイザー的位置付けとなる場合も多く、その役割は重要となります。以下、弁護士が中小企業のM&Aをコーディネートする場合についてお話ししたいと思います。

一般的にM&Aアドバイザーの役割は、大きく分けますと、①取引手法、②価値評価、③契約書等書類作成、④デューディリジェンス（以下DD）、⑤交渉、⑥行程管理等、これらに関するアドバイスをを行います。

中小企業のM&Aにおいては、①と②の取引手法と価値評価は、それぞれ株式譲渡、時価純資産ベースの評価である場合が多く、⑥の行程管理は、複雑な事務作業の時間調整等の管理をあまり必要としな

い場合が多いことが特徴的です。以上3つの項目は大体の場合において比較的簡易に行われます。

一方で、弁護士にとって③契約書作成、④DD、⑤交渉については、前者の3つの項目に比べて重要なイベントになります。これらのイベントにおいて弁護士はアドバイスだけでなく、実務として関わることになります。ここでの弁護士の役割は重要であり、活躍が期待されることです。

まず、④のDDですが、中小企業の場合、各種契約書関連書類、社内規程等が整備されていないことも多く、これらの点は弁護士が留意するところであり、サポートが重要になります。

また、中小企業はオーナー企業の場合が多く、オーナーは「自分の育ててきた会社」という強い思いを持つ方が多くいらっしゃいます。そのため、その思いの強さから、③の相手方との契約書作成、⑤の交渉（価格、処遇等）が難航する場合があります。ここは案件の帰趨が決まるところでもあり、弁護士の調整役としての機能を存分に発揮していただく場面です。オーナーの心情の揺れをつかみ、本来的な意向を明確にすることが大事であると思います。

中小企業のM&Aの場合、オーナーは自分の会社を譲渡することを周囲に話すことをためらうことがあり、すべてを相談できる「話し相手」を求めていることが多くあります。

「相談に乗る」、これはまさに弁護士の得意分野であると考えます。まずは、オーナーの相談に乗り、オーナーが今回のM&Aで何を一番重視するかを見極めていくことが、弁護士が中小企業のM&Aをコーディネートする場合の成功への第一歩と考えます。

今後も弊センターとしては弁護士の方々と協働し、後継者難に悩む中小企業をサポートしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中小企業を軸に法律相談と金融のコラボレーション ～日本政策金融公庫との連携～

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業 東京広域営業推進室 室長 樋口 一騎



東京弁護士会様には、平素より日本政策金融公庫の業務に格別なご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。今年度は中小企業法律支援センター設立を契機に貴会と弊社との連携が大いに進展しました。その活動内容についてご説明します。

弊社東京創業支援センターでは、平成24年度から、貴会、第一東京弁護士会様、第二東京弁護士会様との共催で、弊社の取引企業で創業から間もない経営者の方を対象とした「創業フォローアップセミナー」を開催しています。このセミナーでは、中小企業経営における法的問題や課題について毎回テーマを変えて開催しており、トータルで6回を数えます。債権回収や労務トラブル、契約実務などテーマも幅広く、参加者の皆様に毎回好評をいただいております。

セミナーの構成は、講師の弁護士の方による専門家の見地からのご講演をいただいた後、ワークショップ形式で参加者5～6名からなるグループに対し、弁護士の方2名位でテーマに沿った意見交換や質疑応答を行い、毎回活発な議論が展開されています。参加された経営者の方々から「弁護士の方にワークショップの時間にたくさん質問でき、丁寧にご回答いただけて勉強になりました」「一般的な講演ではなく、現役の弁護士の方と話ができて貴重な機会でした」などの声が寄せられています。今後も東京三弁護士会

様との共催によるセミナーの開催などにより、中小企業経営者の方々に有益な情報の場を提供してまいりたいと思います。

昨年7月には、事業承継をテーマとした貴会夏期合同研究全体討議に、弊社国民生活事業東京地区統轄の大和田が基調講演をさせていただき、さらにパネルディスカッションにも参加させていただきました。同年10月には、弊社の取引企業を対象とした法律セミナー（テーマはセクハラ・パワハラ対策と退職勧奨）を共催しました。あわせて行いました個別相談会ともども盛況でした。さらに、同年11月には貴会主催の会員様向け勉強会としまして、多数の会員の方々のご参加をいただき、小規模事業者の融資判断のポイントについてご説明いたしました。事業再生のみならず、事業承継や知財を活用した事業展開といった前向きな資金需要がある中小企業への対応において、弊社との連携を重視していただけているものと感謝申し上げます。

中小企業法律支援センターにおかれましては、中小企業のライフサイクルにおけるあらゆる場面で「寄り添う」存在であってほしいと思います。弊社もそのお手伝いをするなかで、中小企業を軸とした法律相談と金融のコラボレーションを進めてまいります。今後ともよろしくお願いいたします。



日本政策金融公庫
創業フォローアップセミナーの様子

寄稿

しょうわヤングオーナーズクラブでの
中小企業法務セミナー実施を振り返り昭和信用金庫
融資推進部 部長 秋山 祐介

2014年11月18日に、当金庫が若手経営者向けに開催した「しょうわヤングオーナーズクラブ」で東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の弁護士の方々にセミナーの講師登壇・ワークショップにご協力いただき誠にありがとうございました。振り返れば2013年に相川泰男弁護士（東京弁護士会）と東京三弁護士会様の中小企業支援への取組についてお話を伺って1年経過しての開催となりましたが、弁護士の中小企業支援に対する熱い想いが伝わり、とても面白い取組だと思います。

第一部のセミナーでは事業活動を継続するために避けて通れない「契約」・「債権回収」にテーマを絞り講義をしていただき、第二部のワークショップは日頃若手経営者の方々が抱えている悩みに対しファシリテーター役として総勢20名の弁護士の方々に協力をいただき、その場で弁護士さんからアドバイスをいただく事ができました。私もワークショップの話を耳を傾けて、各グループで話が盛り上がっていると感じました。参加者アンケートでも「セミナーの話は大変参考になった」、「弁護士を身近に感じる機会となった」、「顧問の弁護士とも直接話す事が少ないので貴重な時間であった」と大変好評でした。後日、参加した若手経営者の方から聞いた話では、セミナー

終了後にも居酒屋で弁護士さんにお会いし、「夜の部ワークショップ」で大変盛り上がった方もいた様です。

中小企業経営者が日夜考え続けている関心事は「自社の事業を良くするためには何をすべきか」という事に尽きると思います。言い換えれば「自社の持続と成長」です。資金調達はその手段にしか過ぎません。従って事業者のニーズといえば「事業の持続と成長に資する得がたい情報」であり、「経営者の心の琴線に触れるアドバイス」であると同時に「一緒に考え、汗を流す頼りになるパートナーの存在」だと思います。

よく言われる事ですが経営者は孤独な存在です。悩んでいる姿や迷っている姿は従業員や取引先にも見せられません。だからこそ、適切な事業展開を行う為には第三者の視点を持つ相談相手がいたほうが良いのは間違いありません。参加した若手経営者は「得がたい情報」が得られたのではないかと感じております。

機会があればまたこの様なワークショップを重ね東京三弁護士会様とも連携を深めていければ幸いです。最後になりますが、この度はご協力いただき誠にありがとうございました。

しょうわヤングオーナーズクラブ
ワークショップの様子



ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長 兼 COO

岩瀬 大輔さん

司法試験合格後に法曹の道へは進まず、コンサルティング会社や海外の経営大学院等を経て、日本では74年ぶりの独立系生命保険会社となるライフネット生命保険株式会社を設立した岩瀬大輔さん。現在、同社の代表取締役社長を務める岩瀬さんに、会社経営者として法律専門家である弁護士に求めること、若手弁護士へのアドバイス、日々の発想法等を伺いました。

従来の常識にとらわれずに挑戦し続ける岩瀬さんが、ご経験に基づいた実感を、率直かつ発展的に語っていただきました。

（聞き手・構成：小峯健介、鈴木啓太、神原あゆみ）

—— 法律家を目指された動機をお聞かせください。

高校の担任の先生から「新聞を読んでいたらエンターテインメントロイヤーというのが足りないらしい。岩瀬は向いていると思うから弁護士になったらどうだ」と言われたのが法律家を将来の職業として考えたきっかけです。年齢を重ねても活躍できる仕事に就きたいと思っていましたし、幼少期に海外で生活していたこともあって、英語に不自由がなかったのでそのスキルも活かせるかなと思いました。

—— 司法試験合格後、弁護士にならなかったのはなぜでしょうか。

私は司法試験の口述落ちで、ぶらぶらしている期間があり、その間に知り合いから声をかけていただきボストン・コンサルティング・グループでインターンをしました。最初は2年ぐらいインターンをしてから修習に行けばよいと思っていたのですが、やってみたら本当に面白かったのでそのままビジネスの道が続けることにしました。

それから、出身高校（開成高校）には優秀な生徒がたくさんいて、彼らが弁護士になったので、半分冗談ですが、自分はビジネスをやって、自分より

も優秀な彼らに弁護士を頼んだ方がよいなと思いました。

—— コンサルタントとしての経験が現在に活かえていることがあればお聞かせください。

新卒で入った会社ということもあり、ビジネスパーソンとしての基礎をここで学びました。それは、ファクト（事実）をロジックで積み上げていくということと、説得力のあるプレゼンテーションをどう行えば人が動くかということです。事実を積み上げていってロジックでストーリーを作っていくことは、リーガルマインドにも似ていると思っていました。

—— 経営者とコンサルタントや弁護士との一番大きな違いは何でしょうか。

アドバイザーかプリンシパル（当事者）かの違いで、自分が主体的に何かをつくっていくかなくてはならないのが経営者ではないかと思います。

—— やはり今は経営者の方がいいなということでしょうか。

本当に優秀な弁護士の方が多く、それぞれの分野で専門家がいらっしゃるの、専門分野については

こうしたみなさんの力をお借りしながら何か大きいことができたと思っています。

——ライフネット生命の起業や経営において、法律や規制の壁に立ち向かう際に工夫されている点をお聞かせください。

「この規制の趣旨は何なのか」、「どういう背景でできたのか」を考えるようにしています。それぞれの条文の趣旨に遡って実質的に考えていくという訓練ができていない人が少なくないと感じることがあります。表面上の文言を読むことにとどまると、できること、できないことを考える幅が狭まってしまいます。

——具体的には。

私たちの例で言うと、特に保険募集回りや営業系の規制は、保険外交員が悪いことをしないようにという前提でできているので、個々人が現場で手数料欲しさに契約をする可能性があることに対する規制であって、インターネットで保険を販売することを想定した規制ではないわけです。でも、文字面だけを読むとそれが分からないところもある。だからこそ、これはどういうことを想定していて、当局としては何を防ぎたいのかということに遡って考えることで、自分たちがやっていいこと、やってはいけないことを適切に整理できます。

金融庁は、レギュレーション（規制）をプリンシプル（原則）ベースにどんどん変えていきたいということを言っています。箸の上げ下げまでを指導せずに可能な限り太い方針だけを定めて、あとは自分たちで考えなさいという方にシフトしようとしているのですが、やはり法的に考える訓練を受けてない人は趣旨から考えることが不得手なので、社内でもそういう問い掛けをするようにしています。

——司法試験の勉強時代を含めてのご自身の法律知識やリーガルマインドが、現在どのような場面で活かされているとお考えでしょうか。

司法試験を経験して良かったのは、今回は通説で書くべきか、あえて別の学説で書いてみようかみたいなことで、真実が1つではないという訓練ができたことです。普通に生きてると答えは1つだと思っていることが多いので。

ある事象を見たときに多面的に見る癖がついているので、有罪という立場からの論拠はこうで、無罪という立場からの論拠はこうで、どこにその違いや分岐点があるのかというのが分かる。常に物事を多面的に見て、反対側の人からはどういう主張が考えられるのかを考えた上で話をしたりプレゼンしたりするため、人を説得する力、物事を動かしていく力は自然と身に付いている気がします。

ライフネット生命をつくるときには132億円の資金を集めたのですが、ただ一所懸命に説明するだけではその額はなかなか集まらないかなと。そうした思考ができていたので、効果的なプレゼンができたのかなと思っています。

——これまで日本の弁護士の方と多数接してきて、日本の弁護士に欠けている視点・問題意識があるとお考えの点がありましたらお聞かせください。

今までのところ、優秀な弁護士さんと仕事をしてきているので、あまり不満はないですね。

ただ稀に、「それはできません」としか言わない弁護士の方もいらっしゃいます。でも、僕は、「できるかできないか」を聞いているわけではないし、「良いか悪いか」のジャッジを求めているわけでもありません。さまざまな制約の中で、どうすればビジネス上の目的に近づけて達成できるかを考えますので、優秀な弁護士の方は、そうしたビジネスマインドを持って具体的なソリューション（解決策）を提供してください。ビジネス視点からのソリューションを提供してくれる弁護士が、優秀な弁護士ではないかと思います。オピニオンを依頼しても、リスクを懸念して「できない可能性が強い」とかしか言わないのであればビジネスでは残念ながら役に立つとは言えません。

—— 弁護士はリスクを取っていかないとダメな時代ということでしょうか。

いたずらにリスクを取る必要はないと思いますが、依頼者のためにソリューションを提供するのが仕事なので、当事者マインドを持ってあたることが大事なのではないでしょうか。

—— 今後、社外取締役や社外監査役に就任する弁護士が増えていくと思いますが、社外取締役や社外監査役に求められる資質とはどのようなもののでしょうか。

私もある会社の社外取締役にしていますが、長期的な視点で、現場の人とは違う目線から会社の価値を高めるための客観的なアドバイスをする力ではないでしょうか。それから、大きな判断のときにはきちんと経営陣に対して牽制を利かせて、正しいジャッジメントに結び付くような問題提起や問いかけをできる力も必要だと思います。

—— 社外取締役や社外監査役は、弁護士でない方よりも、弁護士が就いた方が力を発揮できる分野なのでしょうか。

あまり関係ないと思います。専門的な問題についてはロイヤーのような方が入っていた方がよい場面もありますが、弁護士だからどうこうではなくて、法律的な素養も持ったビジネスパーソンでないと貢献できないと思います。

企業法務を専門とする弁護士で経験が豊富な先生方は、さまざまな会社のさまざまなシチュエーションを経験しているので、多岐にわたるアドバイスをくださいます。資格の有無ではなく、多くの事案を見てきた上で、会社が価値を高めるために、やるべきでないことや落とし穴、考慮すべき論点を提示できることではないでしょうか。

—— 経営をされている中で、法律の専門家が入ることが求められているとお感じになった場面をお聞かせください。

あらゆる局面で法務部の機能が必要となっています。弁護士であるか否かではなく、まず我々経営者

もビジネスマンも法的素養をもっと高めていかなければいけないと思っています。そういうときに、いいアドバイスをくれる仲間がいると助かりますね。

社内にいる法律家の良いところは、外部の弁護士とは違い、社内のダイナミズムや制約要因といった会社の状況をよく分かった上で、実行プランを立ててくれることだと思います。

—— 本業の会社経営がご多忙な中、ご著書の執筆、勉強会や対談をされていますが、どのようにして、ご自身の中での優先順位付けをされているのでしょうか。

最近あまり執筆や勉強会、対談等をお受けできていませんが、その時々で「こういうものはビジネスの優先順位上受けるけれど、こういうものは優先順位が下がる」とルールを決めています。また会議などはかなり先まで予定が組まれているので、短期的なものと長期的なものと考えて、あまり短期に偏り過ぎないようにしています。

例えば、最近参加できていないのですが、年に1回くらいは何かしら海外のカンファレンスに行くようにして、短期、中期、長期のバランスを取るようにしています。短期的には役に立たないと思って純粋な気持ちで行った方が、意外に役に立ったりすることもあります。

—— 伊藤真会員との共著（『超凡思考』（幻冬舎））では、ズームインとズームアウトを行き来することが重要だと書かれていますが、そのように柔軟に考えるために工夫されていることを教えてください。

2つあります。1つ目は、神は細部に宿るということで、結局、ミクロの積み重ねにしかマクロはないという感覚です。ライフネット生命はインターネットの会社という印象が強いかもしれませんが、駅前でチラシ配りをしたり保険セミナーを実施したりと、顧客接点を増やすためにわりと泥臭いこともやっています。これはもともと「顔の見える会社」を目指していることとも関係があります。

経営者としては、さまざまな制約の中で、どうすればビジネス上の目的に近づけて達成できるかを考えます。優秀な弁護士の方は、そうしたビジネスマインドを持って具体的なソリューションを提供していただきます。

岩瀬 大輔

もう1つは、いったん引いて俯瞰すること。自分がどこにいるのだろうかということを常に意識することが大事だと思っています。本を読んでいるとき目次に返ったり、自分で目次を書き出してみたり、これは意識して習慣にすべきことかなと。

——仕事において「成功する」とは、どのようにお考えでしょうか。

1か0かではないような気がします。仕事というのはうまくいかないときもありますし、うまくいっている感じがするときもあって、その間を行き来するものですよね。ですからまず、短期的な視点で「成功する、しない」という考え方ではなく、仕事という連続的なプロセスの中で、良いときも悪いときも同じように楽しみながらやるのが大事だなと思っています。

もちろん、大きな売上げや利益を達成できたから成功したとも言えるでしょうし、成功の定義はいろいろあるとは思いますが。でも本質的には、裁判に勝ったから成功したのかとか、大きい事務所でパートナーになったから成功したのかということは本当に成功なのかは分からないものだと思います。つまり成功ということの定義は主観的なもので、結局は自分の中で何かを達成して満足できることとは何なのか、ということに集約されるのだと考えています。

自分の中で定義しない限り、人と比べている限りはいつまでも満足しないと思います。例えば、ボーナスを50万円もらっても、同期が70万円もらった

ら気に入らないし、自分が3000万円稼いでいても、隣の人が4000万円稼いでいると何か気に入らない。相対的に評価していると、何百億円持っているベンチャー経営者もいて際限がない。だからそのように外に基準を置いている限りは豊かになれない気がします。

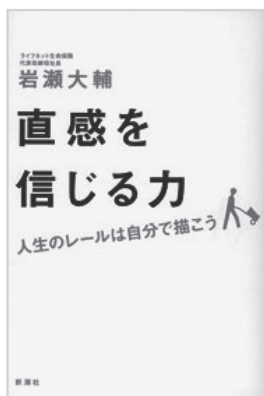
——グローバル化を意識されることが多いと思いますが、今の日本社会でグローバル化を妨げているなど感じられることはありますか。

英語スキルの問題だけではないのですが、やはり構造的に英語を勉強するインセンティブが社会の制度上にないこと、世の中を引っ張っていく人たちが勉強しなきゃいけないというような仕組みになっていないことです。例えば、司法試験の受験資格をTOEIC 900点というようにすれば、みなさん勉強すると思います。

——読書や映画がご趣味とのことですが、弁護士にこそ見てほしい映画というのがありましたら教えてください。

弁護士に限定しませんが、見てよかった映画は、日本人が監督の『ハーブ&ドロシー』です。これは、ニューヨークの老夫婦の話で「こういう人生を生きたいな」と思わせる映画です。「豊かさって何だろう」「夫婦で老年まで生きていくって何だろう」「自分の好きなものを持って生きていくって何だろう」といったことを深く考えさせられます。

岩瀬大輔さんの近著



『直感を信じる力—人生のレールは自分で描こう—』

新潮社／2014年11月18日発行

迷ったその時こそ、自分の判断が正しいと信じよ！

本当にやりたいことは、自分が一番知っている。内なる声に耳を傾ければ、必ず答えはそこにある——。注目の若きビジネスリーダーは、様々な岐路でどう考え、いかなる選択をし、自身のアグレッシブで魅力ある人生を形作ってきたのか。自らの行動規範、仕事観、人生観を本音で綴った、「自分にしかできない生き方」のススメ。

——では、弁護士にこそ読んでほしい本というのがありましたら教えてください。

本は、その時々で好きなものを読みますので、あまりこれっていうのはないですね。

ちなみに最近出した私の本は『直感を信じる力』（新潮社）です（笑）。

——現在の日本の司法試験制度、法曹養成制度（ロースクールなど）についてどのようにお考えでしょうか。

弁護士の平均年収が低いことや、1年目の方のうち1割ぐらいが弁護士登録できなかったというような話を何かで読みました。制度はアメリカなどを真似して変えたような節があると思いますが、アメリカとは歴史や社会の構造がそもそも違います。私が言うまでもないですが、法システムは社会の規範や構造、産業、文化その他いろいろなものに根付いて1つのホリスティック（全体的）な一体化したシステムが出来上がっているわけですので、そこを一部だけ変えたら歪みますよね、という典型例な気がします。

——弁護士会内部では、特に若手弁護士にとって将来像が描きにくい時代であるなどと言われることがありますが、若手の弁護士に対してアドバイスをいただけますでしょうか。

先が見えないというのは、弁護士にさえなれば、あとは何も考えなくてもレールが決まっていた時代からするとそうなのではないでしょうか。

ただ、そういう混沌とした時代はある意味チャンスだと思いますし、私自身はレールが敷かれている人生が窮屈で嫌でたまらないと感じるタイプです。自分で考え、自分で切り開いていくことが苦手な人にとっては確かに大変な時代だと思いますが、意欲のある人にとっては多様な道が開けているので、むしろ可能性が大きいのではないのでしょうか。

何でもいいので特化したものを持っていること、専門性は大事なのかなど。何でもやります、ではなく、何か世の中で必要とされている問題について集中的に勉強して、エッジの利いた自分をポジショニングしていかなければいけない時代ですよ。ITの何かでもいいし、ソーシャルメディアの問題について日本一詳しい弁護士だと自ら名乗ってスキルを磨けばいいわけです。いろいろなやり方があると思いますね。

プロフィール いわせ・だいすけ

1976年生まれ。1998年東京大学法学部卒業。ボストン・コンサルティング・グループ等を経てハーバード大学経営大学院に留学。2008年副社長としてライフネット生命保険を開業。2013年6月より現職。著書は「生命保険のカラクリ」（文春新書）等。



魅力と活力ある東弁に！

2014年度 理事者の1年～座談会～

2014年度理事者の任期もあと1ヶ月を残すところとなりました。今年度は、「魅力と活力ある東弁に」をキャッチフレーズに、若手支援として「若手会員総合支援センター」の設置、活動領域拡大のための「活動領域拡大推進本部」の設置、法律相談事業改善のための基本方針の策定、会費問題検討のためのワーキンググループ設置、福島視察と「ツタエル」企画、ペーパーレス化の推進、事務局改革のための「東京弁護士会マネジメント会議」の設置などさまざまな課題に取り組んできました。この1年を振り返り、監事も交えて座談会を行っていただきました。

副会長から―担当分野における成果と課題

船木：皆様1年間で苦勞さまでした。まだ任期は少し残っておりますが、理事者としてこの1年間を振り返っていただくとともに、今後の東京弁護士会の理事者としての在り方について何らかの提言ができればと思っております。それではおひとりずつ、本年度それぞれ担当された内容について思い出に残ること、またここまでやったんだという到達点について簡単にお話をいただきたいと思います。富永さんからお願いできますか。

富永：いくつかの委員会を所管させていただきましたが、とても印象に残っているのは法律相談の関係です。市民の司法アクセスを改善するという観点から、法律相談事業を弁護士会が行う意義は非常に大きなものがあるわけですが、他方で、この事業は、現在巨額の赤字を生じさせている。法律相談センターの規模を縮小すれば赤字の改善にはつながるけれども、市民の司法アクセスは減退してしまう。相矛

盾する力学の中でどのような方向性を導くべきであるのか。所管委員会の方々と何度も協議を重ねさせていただいた結果、直ちに実行可能な対策はできる限り迅速に実施し、中長期的な課題については、検討するための新組織を立ち上げて、次年度以降に継続的に議論していただくことにしました。

その関係でうれしかったことは、11月に開催した臨時総会で、法律相談事業の赤字改善についての基本方針、すなわち、いわゆる箱物の縮小・廃止を含めた改革を進めるという議案に対して、1人の反対者もなく、満場一致で賛成の承認をいただいたことです。

船木：続きまして栗林さん、お願いします。

栗林：私が担当した委員会の中で特に国際関係と財務の関係が印象に残っています。特にIBAの総会については、東京弁護士会としても海外から多くのお客さんを迎えるわけで、4月から準備をしてまいりました。実際に海外25カ国ぐらいの会長や役員の方を招いたレセプションパーティーを盛大に行うこと



会長
高中 正彦 (31 期)

ができ大成功をおさめ、非常によかったと思っています。

その他、今年から英語の研修講座を連続講座として設け、大学の教授や、外国人を招いて英語での講義を継続してもらっています。また12月から若手向けの英会話の講座も始めました。さらに私自身は副会長としてアメリカやパリにも行かせていただきましたし、1月に香港にもまいりましたが、そういう面で副会長が国際展開に積極的にかかわっていくということは重要だと思っています。

財務については、会長から4月の段階で会費問題検討ワーキンググループの設置のご提案がありまして、6月から同ワーキングで6回の検討を重ねてきました。その成果として会費の支払猶予制度、免除制度の改善策を会員集会、それから総会に提案させていただくという段取りになっています。

また、二弁で破産管財人負担金の廃止に向けた大きな動きがありましたので、東弁についてもこの問題についてはしっかり検討して、私たち理事者で責任を持って一定の方向性を出していきたいと考えています。

船木：ご苦労さまでした。財務は特にいろいろ問題があり大変だったですね。次に、本年度いろいろ新しい分野への取り組みをされた松田さん、いかがでしょうか。

松田：被災地の様子を風化させないために、春から「ツタエル」という企画で弁護士会館の1階を初めて公開利用する準備を始め、夏には高校生・千葉拓人君の写真展を根本復興大臣・官僚はじめ市民の皆さんにも見てもらいました。NHKなどに上げられ報道されたということから当会とマスコミとのパイプの強化とか発信力についても考えさせられる機会だったと思っています。

秋口に入りましては、活動領域拡大推進本部の創立や若手会員総合支援センターの創立、業務課

の設立に関与させていただく機会がありました。いずれもさらに大きく育ってほしいと考えています。

それから嘱託弁護士制度は従前からあったわけですが、秋深まっところ公募によって9人増えました。それは理事者付きということで、必要に応じて柔軟に機動的に活動できるきっかけづくりにかかわれたと思います。嘱託弁護士が継続的な形で理事者室機能の一部を担ってくれば、単年度主義の理事者会をフォローしてくれると期待しています。

最もうれしかったのは、実は人権賞でして、最近人権賞について会員の関心が少し希薄になっているかなということを心配しておりましたところ、今年度は関係者が頑張ってくれまして、候補者として18組もの推薦を受けることができまして、3組4人の方が受賞されました。新年式における受賞スピーチは感動的なものでした。やっぱり弁護士会は人権がピカピカでないといけないと思いますので、それは一番うれしかったことです。

船木：ありがとうございます。それでは彦坂さん、いかがでしょうか。

彦坂：前半では取調べの可視化の会員集会です。進行役をさせていただきました。法制審特別部会の試案に対して、いろいろな意見があり充実した会員集会だったと思います。

広報については松田さんがお話しされた「ツタエル」という企画があり、試みとして「Facebook」を立ち上げたことと、「どうべんいんふお」のペーパーレス化です。広報手段が多くあった方が周知力は高まるものの、費用面や環境負荷の問題など、やはりペーパーレス化を進めていく必要があると思います。また、「Facebook」など新たな広報手段に挑戦することも、重要だと思っています。

それから、外弁法人創設に関する規定の整備と弁護士会の措置に関する不服審査制度の規定の整備です。これらは3月16日の臨時総会で議論いただ

副会長

船木 秀信 (42期)



副会長

柴垣 明彦 (44期)



くことになります。

非常に残念であったのは運動会の中止ですね。実行本部の皆さんに準備をいただきましたが、雨には勝てませんでした。ただ、運動会の賞品の一部をメルマガの普及のために活用させていただきました。「とうべんいんふお」をメルマガでも配信しているので、メルマガの普及に役立ててよかったと思っています。

船木：中止は残念でしたね。ご苦労さまでした。次に本年度、声明文案の起案を一番された柴垣さん、いかがでしょうか。人権関係、不祥事関係を一手に引き受けていただきました。

柴垣：担当に人権関係の委員会が多かったので、会長声明は、消費者、子ども、憲法、両性などの委員会に起案をしてもらって手を入れてというのが多かったと思います。憲法問題については、前半から東京三会で調整しながら街宣活動を月1回くらいやりました。

もう1つは、市民窓口と非弁提携です。非弁取締委員会もそうですが、任期が始まってすぐのころ社員死亡による弁護士法人の清算問題が出て、その直後に今度は懲戒請求の事前公表をやりました。右も左も分からないまま突っ走ったなという感じです。やはり不祥事対応は弁護士自治との関係で言えば大切なことです。内側から自治が崩壊する恐れのある問題ですから、ちょっと気を抜くと危ない。しかも若い会員が不祥事に巻き込まれていく現実も見えてきていて、もっと会員に知ってもらいたいなと思いました。

それから私は、日弁連理事を兼務していたので、日弁連理事会で、さまざまな議論を聞いたことで自分の判断基準を幅広く持つことができるようになったと思っています。他方では東弁の意見をいかに理事会で発言するかというのも気を使っていたところです。各地の弁連大会に参加させていただくと、その地域が見えたり、その会長や副会長などという

いろなお話ができしたのは非常に楽しい思い出です。

高中：船木さんは、筆頭副会長として大変ご苦労さまでした。企業ですと副社長という役職であり、ほかの5人の副会長を見事に取りまとめられました。ご苦労もさぞかし多かったと思いますが。

船木：東京弁護士会の会長は日弁連の筆頭副会長という大変重い役割がありますので、後顧の憂いなく日弁連に専念していただくということで取り組んできました。東弁の中の内務的な人事関係、職員関係など、これまで経験の乏しい分野を担当しましたが、いろいろ指摘は受けているところですけども、現在の事務局の抱えている問題としては、指示系統が多岐にわたってきており、その中で職員の方々は、いわば職人化、プロフェッショナル化しながら担当している。これがいい面がある反面、孤立化し職務内容が見えづらい面があると思います。職員の中でいろいろな意味での精神的ストレス、肉体的なストレスを抱えて頑張っておられる方がいるということも実態として分かってきました。会員に対するサポートはもちろんのことなのですが、これに止まらず内部の職員に対しても理事者側としていろいろ配慮すべき点があると考えているところです。

2点目は会長のご発案で設置したマネジメント会議ですけど、外部の方のご意見を聞くということが、本当に参考になるなと実感しております。ご提示の結論については、私どもの期待していた以上のご指摘を受け、大変重く受け止めているのですが、加えて私は委員の方の検討手法の方に興味がありました。短期間で結論を出して、評価を受けなければいけないという民間の必要性というのでしょうか。具体的に検討し、非常に分かりやすい形でまとめていただくという、あの時間への意識が強く現れる手法をぜひ弁護士会でも取り入れたい。我々はともすれば1年単位で取り組みがちで1カ月後の期日を見ながらという作業になりがちですが、非常に短期間にまとめ



副会長
彦坂 浩一 (44 期)

あげるというあの手法というのはぜひ真似したいなと考えています。

もう1つは私の出身が公設事務所ということもありまして、公設事務所に対する会員の理解、活動に対する理解を広めていくということ。それから支持を広げていくということを1つの課題として挙げているというところでございます。

監事から—理事者との関係とバランス

船木：それでは監事の立場から、長谷部さん、お願いします。

長谷部：1年間監事として理事者会にも出席させていただきました。監事の職務としては年度末以降の監事意見に集約されるということでまだ仕事は残っています。かつては理事者会に監事が参加しないときもありましたが、今年度は殷監事とともに可能な限り理事者会にも出席しました。やはり理事者会に出ないと、東弁全体としてどのような活動をやっているのか、また、どういうところに予算が必要なのかということも分からないので、理事者会に出席することは非常に有意義でした。監事としては収入がいくら入ってきてどれだけ出るかという、基本的にはこの単純なバランスの問題なのですが、具体的にみると、法律相談センターの改善の問題や破産管財人の負担金の問題とか、減収の議論も多々あったと思うんですね。じゃあ、他方、出る方を絞るかということ、いろいろな活動があるということで支出の減額が容易ではないという面もあります。そのバランスが監事としては大事なのかなという気がいたします。監事意見としては、決算についての意見とともに将来的な課題も述べるつもりでいますので、東弁の財政についての中長期的な課題についても今検討しているところです。

船木：理事者側の議論に積極的に参加いただきつつ



副会長
松田 純一 (45 期)

も、一定の緊張、関係を維持しながらということが監事の方とは大事なんだろうと思いますけど、本年度はできたんじゃないかと思っています。殷さんはいかがでしょうか。

殷：監事として会に対してどういう仕事をしたかという、大きい仕事はこれから意見書を総会に向けて書くということがメインになります。それ以外は理事者会にできる限り参加したということや、それ以外でも東弁の場合はほかの会に比べて監事がいろいろな会合にも参加するというので、参加できるのはとにかく参加すると。それから、今年度の場合は集团的自衛権反対の街頭活動もあったので、それにも参加しました。また月例監査というのがあり、会の顧問税理士さんから会計上の細かい事項を月に1回説明を聞きます。

逆に、会務から私が得られたことは、公益活動、人権活動と弁護士会という大きな組織のマネジメントのバランスについて具体的な知見が得られたというところが大きいですね。印象に残っているのは法律相談センターとパブリック事務所の改革問題です。

それから会運営を実際に担当している方々と知り合えて一緒に活動できたというのは非常にありがたい経験でした。懸念事項としては、マネジメントがどんどん巨大化しているのに、1年単位で役員が交代する、3年から5年の中期計画がないとか、その辺は具体的に考えていかないと組織が回らなくなってしまうのではないかとということですね。それは業務監査的なところですけども、感じました。

会長から—「2014年度は仕事師理事者」

船木：それでは会長、一言お願いいたします。

高中：最後になりますが、皆さんご苦労さまでした。着任に当たって、「魅力と活力ある東弁に」というキャッチフレーズを自分なりに考え、そこに座軸を



副会長
栗林 勉 (45期)

置いて東弁の会務と改革を進めていこうと思ったわけです。6名の副会長、2名の監事の方々には、見事にやっていただいたという感謝の言葉だけです。

各論につきましては一言ずつお話をいただきましたけれども、毎回の理事者会は単にそのときの議題を表面的になぞるのではなく、どこに問題があるのかという問題発掘思考でやってきました。そして、ここは改革しなければいけないのではないかとということでは大胆に切り込んでいった、そういった非常に実りのある理事者会でし、その他の会務運営についても問題発掘思考ですべてやってきたという気がしますし、皆さんもご苦労が多かったと思います。しかし、その分やりがいも大いにあったのではないかと思います。

外弁法人会規を含め、会則会規類の立案をリードしたのは彦坂さんであり、苦労が多かったと思います。私の思い付きもだいぶあったのですけれども、不平不満は陰で言っていたと思いますが（笑）、表立って不平不満も言わずにやっていただいたのは大変にありがたいことでした。また、福島の前被災地に8月のお盆に行こうと言ったら、松田さんがきちんとやってくれましたし、新入会員のクラス研修に理事者も出ようと言ったら、監事も含めて全員が複数回出ていただきました。会費問題に切り込もうと言え、栗林さんが会費納入猶予制度などをまとめてくれました。法律相談についても、時代の趨勢、特にIT化の進行は法律の世界も決して無縁ではないと思った次第で、法律相談の再生について非常に苦しい選択を迫られました。幸い臨時総会で富永さんがまとめた改革の基本方針をご承認いただきましたので、次年度にこの法律相談センターの改革を引き継がなければいけないと思っています。

外部有識者から東弁事務局の問題点と改革方向を提言してもらおうと考えて設置した「マネジメント会議」についても、船木さんの言うように、本年



副会長
富永 忠祐 (46期)

度はおそらく問題点の提起にとどまり、この現実化は次年度の執行部に引き継ぐことになると思っています。柴垣さんが中心的に担った憲法問題や法曹養成問題も、次年度に引き継ぐ課題がかなり残っています。

我々としては最後の最後まで全力をもって走り抜くというつもりでやっていきたいと思います。箱根駅伝が人々の感動を誘うのは、全力を出し切ったすきを渡した瞬間に倒れ込むというところにあるという人がいましたが、そのとおりだと思います。あと2カ月余りの任期が残っていますが、私は、2014年度理事者は、仕事師執行部といいましょうか、仕事師理事者、こういう命名をしたいと思います。本当にありがとうございました。

他の役員へ「ひとこと」

船木：皆さん、それぞれに対する「ひとこと」をお願いします。

高中：船木さんの的確な判断と包容力は、役員室の心の支えでした。他の副会長の兄貴分的な存在でした。風貌は会長級でした（笑）。

彦坂：松田さんは先駆的なアイデアの宝庫でした。優しいお人柄にも感謝です。名幹事役でもあられました。

富永：彦坂さんの仕事の速さには感服しました。速すぎてついていけなかった（笑）。

柴垣：富永さんは執行部の理論的支柱でした。カラオケでは聞かせてくれましたね。

栗林：柴垣さんは綱紀保持に大変ご苦労されました。いつも正義感が溢れていました。

松田：栗林さんは国際派知識人で、数字にも強い。その視点からの意見で理事者会が締められました。

長谷部：殷さんは問題意識が豊富で議論も緻密で、話をしているととても勉強になりました。

監事
殷 勇基 (48期)



殷：長谷部さんの堅実な仕事ぶり，お人柄に助けられました。

船木：会長は，いつも周囲に心遣いをなされる方で，人との接し方もやさしく，お陰で大変楽しい1年でした。実はカラオケが大好きです。無理して若い人の歌を歌いますが，大変だと思いますね（笑）。

ラストスパート，そして次年度へ

船木：最後に，残り任期でもう少しやるべきこと，それから次年度に引き継ぎたいことがありましたらお願いします。

冨永：反省を兼ねてですが，会規や規則などを作る際に，事前検討を日弁連調査室に上げる前の，そのまた事前検討の作業を1年間担当させていただいた関係から申し上げますと，副会長がこの作業を行うのではなく，組織的な対応でルーティン化して，より合理的，効率的に行えるような仕組みをつくる必要があると実感しました。

もう1点，多摩支部が昨年，推進本部を立ち上げて本会化に向けての大きな一歩を踏み出しました。これが420万人の多摩地区の市民の方々のリーガルサービスの一層の拡充につながるよう，次年度以降も，さらに積極的な活動を継続していただきたいと期待しています。

栗林：私は財務担当をさせていただき，将来シミュレーションというのを東弁では作っているわけですが，環境が随時変わってきますので，来年度以降もそのシミュレーションの見直しをしっかりと，長期的なスパンで財務を健全なものにしていく必要があると思います。

一方で経済的に不況が続いている中で，特に若手会員を中心にして会費の負担感が重いということがあるので，それに対して会としてどう対応していくのか。また日弁連が財政課題への取り組みとして

監事
長谷部 修 (48期)



いろいろな提案をされていますので，それに応じて東弁としてどういうふうに対応していくのかということ来年度以降も引き続き検討していただければと思います。

松田：私はソフトインフラの強化に取り組ませていただきたいと思います。いろいろな勉強，研究成果，経験，これが横断的に会員間に流通して初めて総合力として強くなると思うわけで，具体的にはペーパーレス，自治体連携，それから法律研究部などにもっと光があたり，その内容をみんなで共有できる，そういう仕組みづくりのお手伝いをしたい。次年度は領域拡大，若手支援，ソフトインフラ強化に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

彦坂：刑事弁護の質の向上が課題になっています。裁判員裁判が始まって劇的に刑事裁判は変わっています。被疑者，被告人の方からの苦情も寄せられることがあります。弁護士会としては研修などをさらに充実させる必要があると思います。また，被疑者・被告人となった障がい者の方々の支援があります。充実した弁護活動のためには，社会福祉士，精神保健福祉士との連携が必要ですが，費用の援助が必要だと思います。まずは，東弁で制度を作り，その後，東京三会または日弁連の法律援助につなげていくような形で取り組んでもらえればと思います。

柴垣：事務局の労務管理の資料を見ていると，専門化している職員が一人一人が独立してやらざるを得ない状況になっていてバランスも悪いし，かつ全体としては業務量がどんどん増えている。少なくとも私の担当していた活動の活発な消費者や子どもなどは本当に職員は大変ですね。

もちろん世の中の要請があって委員会がそれに取り組んでいることですから，そのこと自体は非常にいいことだと思うのだけれども，それと人の体制をもう少し役員側も考えないといけない部分もある。来年度も職員の労働環境についてはしっかり見てい



ただきたいと思っているのが1点目です。

それから、憲法にしても刑事、総合支援法、何でもそうですが、今年の4月以降の通常国会で山が来ることになるので、次年度執行部も就任してすぐそういう問題に直面していくことになりますから、しっかりサポートしてやっていきたいと思っています。

船木：マネジメント会議の成果としてまとまったものを出したいと思います。次年度以降、具体的なところでの取り組みをしていただきたいと引き継ぎたいと思っています。柴垣さんの言われたように事務局内の体制をどう強化していくのかということ、それは仕事の分担の点も含めて、そこに対して専門に対応できるチームというのを理事者側の弁護士会側でも作っていく必要があると考えています。

長谷部：監事に就任する方は必ずしも東弁の財政に明るくない可能性があります。私も1年前はそうでした。そこで、次年度の監事となる方は可能な限り理事者会に出て現場の政策とか、そういうのをまず肌で感じてほしいと思います。それと任期が1年ですが、単年度だけ見るのではなくて長期的に財政を見てほしい。それがまた次の意見書に反映されればいいかなと思います。

殷：長谷部さんと同じなんですけど、公益活動、人権活動をこれまでどおり、これまで以上に弁護士会としてどう担っていくか。そのために会の在り方とか、財政をどうするか。もちろん公益活動、人権活動をやっていくことが主目的であるので、それを次年度の監事の方も考えてやっていただきたいというのが1つです。ただ、そのためにも巨大化しつつあるということで、あえてスクラップ&ビルドという言い方をすれば、スクラップの部分がちょっと弱い。これからもう少し「スクラップ」についてもルーティンとしてやっていかないと組織として回らなくなるのではないかと意識していただけたらと思っています。

一番の思い出、楽しかったこと

高中：最後に、1年間にわたり理事者を務めて一番の思い出、あるいは楽しかったことを一つだけお願いしましょうか。

船木：私は、会員集会ですね。会員集会で会員の皆さんの直接の声が聞けたというのは、非常にプラスだったと思っています。

柴垣：問題のある弁護士の事務所に行ってその雰囲気、我々の普通の事務所とはまったく違う空気が流れているのを感じたというのは一番の思い出ですね。

彦坂：よりよい刑事裁判のために、法曹三者が忌憚なく意見交換ができていることは非常に大切なことだと実感した1年でした。

松田：私は職員との接点です。東弁を支えるシンクタンクの皆さんとの親交が深まったというのが一番よかったと思います。

栗林：私はIBA東京大会の帝国ホテルでのウェルカムパーティーです。東弁の国際化が世界の評価を受けたように思います。

富永：職員や他会の役員・弁護士の方など、たくさんの方々との出会いです。副会長の任期は1年と短いので、一期一会の気持ちで日々過ごしてきました。

長谷部：業務とは直接関係ありませんけれども、やはりいろいろな人との出会いが一番思い出深いですね。

殷：職員の方々との旅行です。山形、沖縄の旅行は本当に楽しい思い出です。

高中：私は2014年8月に福島原発被災地を視察したのが一番の思い出ですね。就任直前の2014年3月に気仙沼と陸前高田に行き、今度また次年度役員との引継会を兼ねて2月に釜石などに行きますけども、私どもの活動の原点といいましょうか、一番記憶にあります。

船木：どうも本日はありがとうございました。

(2015年1月8日 来賓室)

くりうらくせんえん

栗生楽泉園・重監房資料館を訪問して

東京三会ハンセン病問題協議会議長 川上 詩朗 (48 期)

東京三会ハンセン病問題協議会は、2014年11月28日、草津町（群馬県）のハンセン病国立療養所栗生楽泉園の敷地内にある重監房資料館と重監房跡地の見学を行った。

重監房とは、ハンセン病患者を対象とした懲罰用の建物で、正式名称を「特別病室」という。しかし、「病室」とは名ばかりで、実際には患者への治療は行われず、「患者を重罰に処すための監房」として使用されていた。監房への収監は、正式な裁判を経ることなく、各療養所長に認められていた「懲戒検束権」（患者を処罰する権限）に基づき行われていた。重監房は1938（昭和13）年に建てられ、1947（昭和22）年まで使われていた。この間に、特に反抗的とされた延べ93名のハンセン病患者が収監され、そのうち23名が亡くなったと言われている（ハンセン病資料館ホームページ参照）。

当日は、東京三弁護士会から、職員含めて16名が参加した。重監房資料館では、最初にガイダンス用のビデオを観た。その後、資料館の職員の説明を受けながら、資料館内の見学をした。最初の見学は、再現された重監房（再現重監房）である。再現重監房の前で重監房の構造等に関するビデオを観たあと、再現重監房の中に入り疑似体験をした。重監房は厚いコンクリートの壁で覆われており、小さな窓からかろうじて明かりが入る状態である。便所は何の敷居もなく、小さな穴が一つあいているだけである。便器の深さも浅く、外に逃げるができない。電球の傘が一つ垂れ下がっているが、豆電球はついていない。薄っぺらな布団と毛布がそれぞれ一枚部屋に敷かれている。このような状況の下で、ドアが閉められ、明かりが消されると、部屋の中は真っ暗である。草津の冬は寒い。寒い時は布団が床に凍り付いている状態だという。そのような環境の下で真っ暗な部屋の中で何日も独りで閉じ込められることに恐怖を感じた。



重監房跡地

再現重監房見学の後は、収監者の方々の名前が刻まれたプレートや、発掘の際に出てきた南京錠やめがねや木製の欠けたお椀などの出土品や解説パネル等が展示されているのを見学した。証言映像のコーナーもある。

これらの展示を観ると、強制隔離政策の下での重大な人権侵害の酷さにあらためて胸が痛くなる。

重監房資料館見学後、資料館から少し離れた場所にある重監房の跡地を見学した。建物は壊されて、土台がむき出しの状態にある。現在、跡地見学のための整備を行っていた。

今回の見学は、現地見学が約3時間で、しかも日帰りという強行日程であったが、ハンセン病問題に対する理解を深めるうえで、大変充実したものであった。

ハンセン病問題協議会は、これまで回復者と弁護士が都内の中学校でハンセン病問題を通じて差別について考えるための出張授業を行ったり、東京都における無らい県運動の検証に向けた取組などを行っている。重監房資料館見学を通じて得たものを、今後の出張授業等で役立てていきたいと考えている。

（参考）

国立ハンセン病資料館 <http://www.hansen-dis.jp/>

重監房資料館 <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

シンポジウム「アフリカからの難民の現状と課題」

人権擁護委員会委員 鈴木 律文 (66 期)

2015年1月16日、クレオにおいて、標題のシンポジウムが開催された。これは、多くの弁護士がアフリカ諸国からの難民申請者に対する支援への第一歩を踏み出せるようにするため、アフリカの主要な難民発生国の実情を具体的に把握しつつ、難民認定ないし人道配慮を得るためのノウハウを学ぶことを目的としたものである。

シンポジウムは二部構成で、第一部では、立教大学特任准教授で元UNHCR職員の米川正子氏、認定NPO法人難民支援協会職員で法的支援を担当する田多晋氏、アフガン難民弁護団など長年難民支援に携わってきた児玉晃一弁護士（東京弁護士会）の3名の専門家にご講演いただいた。



Francisco Saviera氏

第二部では、日本で難民として認定されたアンゴラ出身のFrancisco Saviera（フランシスコ・サヴィエラ）氏に当事者としてアフリカ難民の状況に関して発言をいただいた。総会司会是人権擁護委員会国際人権部会の大川秀史会員、栗林美保会員が務めた。サヴィエラ氏のフランス語の通訳は、同部会の須田洋平会員が務めた。

第一部では、まず、米川氏から、「なぜ、アフリカ諸国は過去50年間、援助に依存し続けてきたのか」「アフリカには有能な政治家・リーダーはいるのか」「アフリカの国家は機能しているのか。文民を保護する能力がないのか」「紛争の目的とは」「国連機関、国連平和維持軍、NGO等の存在にもかかわらず、なぜ紛争が続くのか」といった問いを

聴衆に投げかけ、これに答える形で、難民が発生する構造についてお話しいただいた。難民・国内避難民キャンプに対する人道支援が紛争を生み出す仕組みとなっているとの話が興味深かった。

次に、米川氏の話の踏まえて、田多氏から、難民支援協会に支援を求めるアフリカ諸国難民申請者の全体的な傾向とガーナ、ナイジェリア、カメルーンなど主な出身国について各国別の特徴についてご報告いただいた。ただし、便宜のために類型化はしたものの、一人一人事情は異なるので個々人のライフ・ストーリー、迫害に至る経緯を丁寧に聴取することが重要であると強調されたのが印象的であった。

そして、田多氏の話を引き継ぐ形で、児玉弁護士から、聴取した事実に対して適用する法、すなわち難民条約について、アフリカ難民事件で特に争点となることの多い3つ、迫害主体、ジェンダーを理由とする迫害、本質的変化論について条約解釈上のポイントについて解説いただいた。迫害主体は公権力に限られず、緩やかにそれも相当広く解することができるとの話は、現在私は部族間の争いを理由とする難民事件を受任していることから、非常に役に立つものであった。

第二部では、サヴィエラ氏から、アフリカでは非民主主義的な独裁体制が各国を支配しており一握りの人間があらゆる権力を恣意的かつ絶対的に行使している。そして、それが援助を通じた欧米の保護によるものであり、欧米の彼らに対する「無処罰」が横行しているとの話があった。米川氏の話との一致に驚くとともに、サヴィエラ氏の知性に感銘を受けた。閉会後の「アフリカ難民を1人でも多く救って欲しい」との言葉には、弁護士として身の引き締まる思いがした。

公開学習会「学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ」実施報告

両性の平等に関する委員会 セクシュアル・マイノリティPT

1 概要

2014年12月10日（18時～20時）弁護士会館にて、両性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティ・プロジェクトチーム（以下「セクマイPT」という）は、学校現場において、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などのセクシュアル・マイノリティの子どもたちがどのような支援を必要としているのか、周りの大人たちには何ができるのかを考えるため、「知ろう 考えよう 学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ～受け止めて、ありのままの子どもたち～」をテーマに、教員や保護者などの学校関係者を招いて公開学習会を開催した。前半は、トランスジェンダー当事者としての自らの体験をもとに、子どもたちの支援活動や教育関係者への研修活動に長年携わっている、「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」共同代表の遠藤まめたさんに講演を行っていただき、後半は、委員と参加者を交え、参加者が日頃抱えている質問や問題点について意見交換会を行った。

年末の多忙な時期にもかかわらず、学生など、教育関係者または東弁会員以外の参加者も多く、出席者数（委員以外）は54名にものぼり、予想以上の盛況となった。

2 遠藤まめたさんの講演

講演では、学校現場におけるセクシュアル・マイノリティをテーマとし、多様な性の基礎知識、子どもたちの状況、大人にできることについてお話しいただいた。

多様な性の基礎知識においては、生物学的な性（からだの性）、性的指向（誰が好きか）、性自認（こころの性）といった「性」の構成要素について解説してもらい、性的指向と性自認の2つは別物で次元が異なる概念であることも説明いただいた。ゲイ・レズビアン（同性が好き）及びバ

イセクシュアル（同性異性のどちらも好き）は性的指向に関する概念であり、全人口の約3～5%であるとも言われている。この割合は、左利きの人口とほぼ同じである。また、男の身体として生まれたが女として生きたい、または女の身体として生まれたが男として生きたいという性同一性障害は、性自認に関する概念であり、数百人から数千人に1人の割合で存在する。

子どもたちの状況については、ゲイ・バイセクシュアル男性の65%が自殺を考え14%が自殺未遂を起こしており、50%はいじめ被害の経験があった。性同一性障害を有する子どもの4人に1人が不登校である。自身がセクシュアル・マイノリティであることを誰にも言えなかった割合は、女子で31%、男子で53%であった。セクシュアル・マイノリティ全体に共通して、子どもたちは非常に困難な状況に置かれやすいが、周囲の大人はセクシュアル・マイノリティの子どもを見過ごしてしまうことが多く、そのために子どもたちの困難は解消されずより深まるおそれがある。

大人にできることは、子どもからの相談前の対応では、セクシュアル・マイノリティであるかもしれないと自覚した子どもがそのことを言わなくても安心できる環境や、いざ言いたい気持ちになった場合に躊躇なく言い出せる環境をあらかじめつくっておくことである。例えば、学校内にセクシュアル・マイノリティに関する本やチラシをさりげなく置いたり、ポスターを張るなどして図書館や保健室を活用すること、授業の中でセクシュアル・マイノリティに対して肯定的な情報を生徒に伝えること、学校内でのセクシュアル・マイノリティに対する差別的なジョーク（いわゆる「ホモネタ・レズネタ」）を放置しないなどの対処が挙げられる。セクシュアル・マイノリティ当事者の生徒から実際に相談を受けた際の対応は一人一人異なるものの、「話してくれて、どうも

ありがとう」とカミングアウトしてくれたことに対してまずは感謝の意を表すと良い。そして、「どんな気持ち?」、「困っていることがあるの?」などと本人に対し受容的に訊いていくことが重要である。

参加者が公開学習会に参加した動機の中には、セクシュアル・マイノリティに関する知識を身に付けたい、理解を深めたい、当事者の生徒の気持ちを知りたいといったものもあり、上記講演は参加者にとって有意義なものであったはずである。

3 意見交換会

講演の後は、参加者から当日募った質問や日頃悩んでいる問題点について、委員と参加者が共に10人程度のグループごとに分かれ意見交換会を行った。挙げられた質問や問題点の一部としては、「学校で生徒からアンケートを取る際、男か女かをよく聞いているが、聞かないということも考えられるところ、どのような選択肢を設ければよいか」、「トランスジェンダーの子どもの服装はどうすべきか」、「LGBTのことも含んだ性教育の授業を昨年実施したが、他の生徒からLGBTを嫌悪する反応が授業中あり、その際どのように対処すべきであったか」等があった。

上記各質問や問題点の意見として、校内アンケートの性別記入欄に関しては、「これまでセクシュアル・マイノリティの存在を認識してなかったため何も意識せずに性別を聞いていたが傷つく生徒もいるため、性別を聞く必要のない時は聞かないようにしたり、性別を答えないという選択肢も設けた方がいいのでは」といったものが挙げられた。制服に関しては、「教師はトランスジェンダー当事者の生徒が周囲にカミングアウトしなくても、当該生徒が適切な服装を着用できるように配慮すべきである」といった意見が出た。

性教育中の生徒からの心無い言動への対処法については、「先生は『気持ち悪くない』と諭して教師がセクシュアル・マイノリティに肯定的である姿勢を示したり、同性愛については『誰を好きになるか』を他人と比べる必要はないことを教えた」といった手法が参加者から紹介された。

教員を中心として日頃から学校現場におけるセクシュアル・マイノリティに関して疑問や問題点を抱えている方は多く、終了時間まで活発な意見交換がなされた。セクマイPTとしては、学校関係者から現に悩んでいることや現場の状況を把握することができた。学校現場におけるセクシュアル・マイノリティについて話し合える場はまだ多いとはいえないところ、今回の意見交換会は委員だけでなく参加者にとっても貴重な機会であったと思われる。

4 総括

学校現場におけるセクシュアル・マイノリティの子どもに対する支援は現時点では決して十分とはいえないが、当事者である子どもの存在を意識することで、これまで見過ごされてきた点が問題として認識されるようになり、セクシュアル・マイノリティに対する学校関係者の意識が高まっている状況が確認された。しかしながら、学校関係者も適切な対応方法をまだ十分に確立できておらず、引き続き問題点を共有し検討していくことが必要であると実感した。

公開学習後参加者に記入いただいたアンケート結果では、講演及び意見交換会共にほとんど全員から好意的な評価をいただいた。今回のような機会の場を継続して設けてほしいとの要望もあり、セクマイPTとしては、今後も引き続き学校現場も含めたセクシュアル・マイノリティの方々に対する支援に取り組んでいく所存である。

2015 年度 東弁役員選挙

次期会長に伊藤茂昭会員，副会長は下記の6名が当選

2015年度東弁会長，副会長，監事，常議員及び日弁連代議員の選挙が1月26日に公示され，2月6日に投票が行われた。

会長，副会長は選挙が行われた。また，監事，常議員及び日弁連代議員は定員を超えず無投票となった。



2015年度新執行部

東弁役員選挙結果

【会 長】 当選 伊藤 茂昭（32期） 3665票
投票 次点 武内 更一（38期） 758票
投票率61.09% 有権者数7428人

【副会長】 当選 湊 信明（50期） 909票
投票 当選 大森 夏織（44期） 795票
得票順 当選 渡辺 彰敏（44期） 718票
当選 森 徹（41期） 635票
当選 佐藤 貴則（42期） 593票
当選 中嶋 公雄（45期） 522票
次点 赤瀬 康明（64期） 305票
投票率61.13% 有権者数7428人

【監 事】 鹿野 真美（53期）
無投票当選 吉村 誠（47期）
届出順

※常議員，日弁連代議員氏名はLIBRA4月号に掲載予定



橋本座長(右)より報告書の提出を受ける高中会長

高中会長、 東京弁護士会マネジメント会議から 報告書を受領

マネジメント会議担当嘱託 石橋 源也 (58 期)

1 はじめに

2015年2月13日、当会の高中正彦会長は、外部有識者による東京弁護士会マネジメント会議（「マネジメント会議」）から、当会のマネジメントに関する報告書を受領しました。

2 マネジメント会議の概要

マネジメント会議は、当会のマネジメントに関し、その問題点と改善点を検討し、東京弁護士会会長に提言することを目的に、2014年7月に発足した外部有識者による会議で、外部有識者である4名の委員で構成されています。

座長は、民間企業のマネジメントに造詣が深い橋本修一氏（現 東京日野自動車株式会社理事。前損害保険ジャパン日本興亜株式会社企画開発部部长）に就任いただき、公認会計士である柴穀氏（あらた監査法人）、ペーパーレスをはじめとした文書管理のコンサルティングに知見が深い中嶋博氏（JIMAコンサルティング&エージェント合同会社代表社員）、及び業務プロセスの評価、課題抽出とコンサルティングに知見が深い茂木理恵氏（株式会社アンテグラン代表）に、それぞれの専門分野を中心に委員として活動いただいています。

マネジメント会議は、2014年7月から2015年2月までの間に9回の会議を開催したほか、当会の会員・職員で延べ30名に対するヒアリングを実施する等の活動を行い、当会のマネジメントに関して調査・検討を重ね、抽出された問題点と今後に向けた提言を報告書にまとめて、今般提出するに至ったものです。

3 マネジメント会議報告書の要旨

マネジメント会議報告書では、当会の(1)財務、(2)人事、組織、事業等、及び(3)ペーパーレス、IT化の、大きく3つの分野に関して抽出された問題点と今後に向けた提言がまとめられています。

財務

財務に関して指摘された問題点は大きく5つで、①予算が会務執行を統制する手段となっているとは言い難いこと、②会務運営、会館関係、システム、新規事業の開拓等において必要な、中長期的な視野に立った事業計画の策定がされていないこと、③相談センターについて当会単独、3会共同等3種類の運営形態があることにより相談センターの事後処理が複雑であること、④決算資料作成事務に非効率があること、及び⑤退職給付に関係して、退職給付引当金が計上されていないが、一般に公正妥当な会計基準に準拠するとこれを行うべきことです。

いずれの指摘についても、改善策の提言がなされており、新執行部の選任の12月への前倒し、事業計画を総会承認事項とする、中長期的な案件について継続的に対応していく役割を、企画部署等の機能とする等の抜本的なものから、予算の大科目間流用を促進するための大科目の見直し、予備費・事業関連予算の活用等の、比較的容易に導入可能なものまで、改善策の提言は多岐にわたっています。

人事、組織、事業等

人事、組織、事業等に関して指摘された問題点は大きく3つで、①事務局に対する人事評価制度に改

善すべき点があること、②事務局の管理職層のマネジメント力が組織運営に発揮されていないこと、③組織ヒエラルキーとしての「タテのライン」が機能していないことや組織・業務が「タテ割り」体制となっていること等による組織運営上の弊害が生じていることです。

これらの指摘について、人事評価制度の「明確化（見える化）」、「多面観察制度」の導入、管理職向けの研修制度の導入、「専任事務局次長」職の設置といった、民間企業の組織運営等も参考にした、具体的な人事、組織の改革に向けた提言がなされています。また、そのほかにも、当会の事業に対して、(i)会員支援事業の検討、(ii)収益事業の強化、(iii)公設事務所の独立採算制の検討、(iv)オフィスの有効活用のためのIT化、ペーパーレス化の推進等、革新的な提言がなされています。

ペーパーレス、IT化

ペーパーレス、IT化に関しては、当会の業務活動の特殊性も踏まえ、当会の紙資料の利用形態や当会における稟議プロセス等について詳細な分析が行われており、当会において利用される紙資料を、①委員会やほかの弁護士会向けの配布資料（対象A）、②稟議プロセスにおける作成資料（対象B）及び③「LIBRA」等の外部への配布資料（対象C）と、大きく3類型に分類しています。その上で、対象Aから対象Cまでの各紙資料についてペーパーレス化するための阻害要因に(i)委員会参加者、会員の意識の差と(ii)ITの実装、取り組みの格差の大きく2点があると分析し、阻害要因の解消のための解決策が提言されています。

提言された解決策では、今期行うべきものとして、今期末までの試験実施（パイロットプロジェクト）の実行など3点があげられているほか、弁護士会全体としてのコンセンサスの醸成や、

周知期間、準備期間の設定等、中長期的な取り組みに関する解決策も提言されています（なお、この提言を受け、パイロットプロジェクトとして、2014年末より、弁護士活動領域拡大推進本部及び若手会員総合支援センターにおいて、配布資料を電子データのみに統一することが既に着手されています）。さらには、プロジェクト実施への準備として、会員のITリテラシーの向上、インフラ整備にも取り組むことが提言されており、主要な通信手段のファックススペースからメールベースへの変更、メールアドレスの登録の義務化、またはメールアドレス配布、ITに関する会員サポートの実施等の対策の可否を含め検討することが提言されています。

4 マネジメント会議による報告会の模様

マネジメント会議の報告については、2015年2月13日に当会の理事者及び事務局並びに次期理事者向けの報告会が実施されました。当日は、事務局や次期理事者から活発な質疑がなされ、取り組めるものには早期に取り組みたいといった意見も多く出ており、今後の当会のマネジメント改革への重要な指針となることが期待されます。

※編集部注：今後、報告書に関する座談会を予定しており、LIBRAで掲載予定です。



左から、松田副会長、石橋囀託、茂木氏、中嶋氏、高中会長、橋本氏、柴氏、船木副会長



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第45回 一人一票実現訴訟

憲法問題対策センター委員 伊藤 真 (36期)

2014年（平成26年）11月26日、最高裁判所大法廷は、投票価値の較差が最大で4.77倍だった2013年（平成25年）7月の参院選について、違憲状態と判断した。較差是正に必要な合理的期間を経過していないから選挙は違法でないとする。不条理である。

しかし、私たちが選挙無効の裁判を起こし始めてから、最高裁は衆参選挙について各々2回ずつ、連続して違憲状態と判断したのである。しかも、以下に見るように、判決に付された個別意見からは、政治に対して司法本来の役割を果たそうとする裁判官たちの強い意識が伝わってくる。

第1に、国会に対する警告が多数意見の立場から示された。

櫻井判事ほか5人による補足意見は、違憲状態判決に即した措置を講じることが国会の責務であることを明示した。すなわち、違憲状態判決という「司法の判断がされれば、国会は憲法上これを受けて自らその解消に向けて都道府県単位の選挙区を含めて所要の適切な措置を講ずる責務を負う」とし、判決の趣旨に沿った抜本的な改正法が平成28年選挙から実施できるようにと念押しした。多数意見でさえ、期限を区切って国会がなすべき責務を明示したことは注目に値する。

第2に、人口比例原則を徹底すべしとする反対意見が2つ示された。

鬼丸反対意見は、「憲法はできる限り1対1に近い平等を基本的に保障している」とし、山本反対意見は、「どの選挙区においても投票の価値を比較すれば1.0となるのが原則」とし、共に数値をもって人口比例原則の徹底を求めた。参議院の独自性論から投票

価値の平等を緩やかに捉える立場は完全に過去のものとなったばかりか、憲法学会で有力だった1対2の基準さえ個別意見には示されていない。説得力がないからであろう。

第3に、山本反対意見は、無効判決を下すべきとした。

山本判事は、選挙区間の投票価値が1.0となるのを原則としつつ、急激な人口移動等を考慮しても、全選挙区の平均（1.0）に照らして2割低い0.8の投票価値しかない選挙区から選出された議員は身分を失うと明快に説いた。そのうえで、今回の選挙区選出議員の定数146人中、身分を失う議員数は50人余りだから、残りの議員で活動すれば議院が機能不全になる弊害はないとした。最高裁判事が無効判決を書くことが異例でないことは、1976年（昭和51年）4月14日大法廷判決における岡原・下田・江里口・大塚・吉田各判事と岸判事、1985年（昭和60年）7月17日大法廷判決における谷口判事の各反対意見に示されている。無効判決の効果は実は解散と何も変わらず、社会的混乱など生じようもないことに最高裁も気づき始めている。

さて、2014年（平成26年）12月14日の衆議院議員総選挙の翌日、私たちは早速、全国295の全小選挙区について選挙無効の訴えを起こした。全選挙区で起こしたことには意味がある。一部の選挙区だけを訴えたと、その区の議員だけ失職させるわけにはいかないことを理由に事情判決の法理を用いる余地を残すからである。全選挙区が対象になれば、そのような不公平は起きないので、事情判決の法理を封じることができると考えている。

平成26年12月18日開催

東京家庭裁判所委員会「近時の成年後見事件の実情」報告

第二東京弁護士会会員 三森 仁 (45期)

平成26年12月18日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。今回は「近時の成年後見事件の実情」について、東京家庭裁判所後見センターの裁判官から説明がなされた後、質疑応答の時間が設けられました。以下概要をお伝えします。

◆申立ての実情

申立ての動機については、預貯金等の管理・解約のためが最も多く、その後、介護保険契約・身上監護に関する契約の締結のため等が続いているという説明があり、代理権の付与が主目的である旨の解説がなされました。

◆成年後見人等の実情

成年後見人等と本人との関係については、親族が42.2%（なお、子が7594件）、弁護士（5870件）・司法書士（7295件）・社会福祉士（3332件）の専門職成年後見人等が49.5%であり、専門職成年後見人等が増加傾向にある旨の説明がなされました。また、成年後見人の権限について、居住用不動産を処分する場合には裁判所の許可を要し、後見監督人が選任された場合には不動産等の重要な財産の処分に同人の同意を要するものの、預貯金の解約・払い戻しについては許可を要しないとの留意点が説明されました。

◆不適切な後見事務の増加

近時不適切な後見実務が増加しているとのことであり、以下の通り統計数値（件数・被害総額）の説明がなされました。

- 平成23年：311件・約33億4000万円
（うち専門職6件・約1億3000万円）
- 平成24年：624件・約48億1000万円
（うち専門職18件・約3億1000万円）
- 平成25年：662件・約44億9000万円
（うち専門職14件・約9000万円）

かかる状況を受けて、東京家庭裁判所では、Q&Aの配布、説明会の開催、選任後年1回の家庭裁判所への報告といった一般的な監督に加え、関係者からの

情報提供等を受けた調査（家事事件手続法124条に基づく調査人の活用）、後見監督人等の選任、後見制度支援信託の活用等を行っている旨の説明がありました。

◆運用上のその他の問題

後見人の職務は、本人の能力回復や本人の死亡により終了し、申立ての動機となった事情が消滅しても終了しない（すなわち、本人の財産がなくなっても、終了しない）ため東京家庭裁判所の監督継続中の本人数も増加の一途をたどっていること、厚生労働省による推計によると、認知症高齢者の数は明らかな増加傾向にあること等から今後の制度の運用をどうするべきか難しい問題である旨の説明がありました。

◆質疑応答（→以下は家庭裁判所の回答）

- 親族による不正事例に関し後見監督人の積極利用が検討されるべきである。
- そのように考えている（後見監督人への報告については年に3～4回と頻度を高める等）が、報酬の問題を検討する必要がある。後見監督人の選任に至らなくても、調査人による調査を通じた親族の教育も行っている。
- 財産管理について、欧米では親族が管理すると不正が生じるとの発想が強いが、日本では親族がやるべきとの考えが強い。有償無償の問題もあるが、制度が日本に根付くための意識改革が必要ではないか。
- 日本における家族社会のしがらみから、裁判所に行くことに抵抗感が強いのではないか。「棺桶に行く前にもうひと仕事」といったキャッチフレーズで、イメージ作りも必要である。

今回は、3月13日、東京家庭裁判所の子を巡る紛争を取り上げます。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第27回 福岡地裁小倉支部平成26年2月27日判決 (福原学園(九州女子短期大学)事件)〔労判1094号45頁〕

労働法制特別委員会委員 萩原 怜奈 (62 期)



1 事案の概要

- (1) 本件は、Yとの間で期間の定めのある労働契約（以下「本件労働契約」という）を締結し、Yの運営する短期大学において講師として勤務していたXが、Yによる雇止めは無効であると主張して、労働契約上の地位の確認及び未払賃金の支払を求める事案である。
- (2) XとYは、本件労働契約に関し、契約期間を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、契約の更新について、a) 契約の更新は、契約職員の勤務成績、態度及びYの業務上の必要性により判断する、b) 前項により双方が契約更新の合意に達し、本件労働契約満了の後、新たに契約を締結する場合があります、c) 本件労働契約期間中に次期の契約更新の協議が調わない場合は、契約期間の満了をもって、本件労働契約は当然に終了するものとする、との内容を含む契約書を交わしている。
- (3) また、Yにおける契約職員の契約期間に関しては、平成23年4月1日に新規が施行されたが、Yは採用面接時に旧規程を用いてXに説明をした。なお、契約期間に関し、旧規程では、契約職員のうち講師以上の大学教育職員の契約期間は3年、ただし、1年ごとの更新とすること、契約の更新は、契約職員の勤務成績、態度及びYの業務上の必要性により判断することが規定されていたが、新規では、契約職員の雇用期間は、当該事業年度の範囲内とし、雇用期間は、契約職員が希望し、かつ、当該雇用期間を更新することが必要と認められる場合は、3年を限度に更新することがあること、この場合において、契約職員に在職中の勤務成績が良好であることを要することに変更された。
- (4) Yは、平成24年3月19日、Xに対し、同月31日で本件労働契約を終了する旨の通知を行い（以下「本件雇止め」という）、訴訟係属中である平成25年2月7日、同年3月31日で本件労働契約を終了する旨の通知を行った（以下「本件予備的雇止め」という）。

2 争点と争点に対する裁判所の判断

- (1) **契約更新への期待の合理性（争点①）について**
有期契約が期間の定めのない労働契約と実質的に同視できない場合でも、雇用継続に対する労働者の期待利益に合理性がある場合は解雇権濫用法理を類推するという判例の雇止め法理を検討するに際し、Yにおける教員の雇用形態、採用面接時の説明、Yにおける契約更新の実態、契約形態による職務内容及び労働条件の異同等を考慮し、Xについては本件労働契約の期間満了時、更新の実績が一度もなかったものの、Xにおいて本件労働契約が少なくとも3年間は継続して雇用され、その間に2回更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認めるのが相当として、解雇権濫用法理の類推適用を認めた。
- (2) **本件雇止めの有効性（争点②）について**
Xの健康状態の業務への影響、育児の業務への影響、事務処理上の問題等につき検討を加えた上、Xの大学教員職員としての経験不足のほか、学科長らがXの体調や育児に配慮したことでXの仕事は実質的に軽減されたにもかかわらず、Xがこれを全く認識していないなど、他の教員との協調性の観点から改善すべき点があることを考慮しても、Xの勤務成績及び勤務態度が不良であったということはできず、本件雇止めは客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でないとし、本件労働契約は平成24年3月31日の期間満了後も、従前と同一の労働条件で更新されたものとみなされたとした。
- (3) **本件予備的雇止めの有効性（争点③）について**
契約期間満了時における合理的期待の有無については、最初の有期労働契約の締結時から雇止めされた有期労働契約の満了時までの間におけるあらゆる事情を総合的に勘案すべきであるとし、本件労働契約におけるXの雇用継続への合理的な期待を基礎付ける事情について変更はみられず、その他新たにこれを否定するような特段の事情も見当たらないこ

とから、本件予備的雇止めについても合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとし、本件労働契約は、更新されたものとみなされた後の平成25年3月31日の契約期間が満了した後も、労働契約法19条2号により、従前と同一の労働条件で再度更新されたものとみなされるとした。

3 本判決の検討

- (1) まず、本件は、初回更新時の雇止めにおいて、契約更新への期待の合理性が認められた事案であるという点に特徴がある。
- (2) また、本件は、短期大学において講師として勤務し

ていた労働者に関する事案であるところ、学校教員に関する事案について、契約更新に対する期待の合理性が肯定された事案と否定された事案を整理すると次のとおりとなる。勤務形態が非常勤の場合は、更新回数が多数回に及び、継続雇用期間が長期に及んでいても、期待の合理性が否定される傾向にあり、非常勤と常勤の差は大きいことが分かる。本件は、契約職員であるXの契約更新に対する期待の合理性が肯定された事案であるが、Yでは新規採用者を原則として期間の定めのある契約職員として採用しており、Xは期間の定めのない専任職員と同様の職務を行い、実質的には専任職員といえる事案であったことから、期待の合理性が肯定されたものと考えられる。

ア 契約更新に対する期待の合理性が肯定された事案

	学校法人池田学園事件/大阪地判9.3.31(労判718号40頁)	開智学園事件/浦和地判12.3.17(労経速1756号14頁)	東京国際学園事件/東京地判13.3.15(労判818号55頁)	報徳学園(雇止め)事件/神戸地判20.10.14(労判974号25頁)	東奥学園事件/仙台高判22.3.19(労判1009号61頁)	ノースアジア大学(本訴)事件/秋田地判24.10.12(労判1066号48頁)
労働者の地位	専修学校 常勤講師	高校 常勤講師	外国語専門学校 語学又はOA教員	中学/高校 常勤講師	高校 常勤講師	大学 准教授
業務の継続性	有	有	有	有	有	有
更新回数・継続雇用期間	1回 通算2年	7回 通算8年	2～16回 (契約期間は1年)	5回 通算6年	3回 通算4年	1回 通算3年
正社員の職務、権限、責任との同一性	同	異	同	同	同	同(H19.3.20任期制導入により全専任教員が最終的には任期付教員となった)
更新手続の実施	△(契約書の作成が更新後)	○	△(契約書の作成が更新後になること有)	○	×	○
不更新特約等の合意の有無・内容	無	無	無	無	無	無
使用者による契約更新を期待させる言動の有無	無	有	有	無	無	有
同様の立場にある者に対する雇止め実績	有	有(数人)	—	無	有(3件)	有(5名)

イ 契約更新に対する期待の合理性が否定された事案

	亜細亜大学事件/東京高判2.3.28(労民集41巻2号392頁)	尚綱学園事件/福岡高判3.8.22(労判608号53頁)	大阪学院大学事件/大阪地決6.7.13(労判658号65頁)	フィリップス・ジャパン事件/大阪地決6.8.23(労判668号42頁)	履正社事件/大阪地決7.11.28(労経速1590号27頁)	テンプル教育サポートサービス事件/東京地判13.10.1(労経速1793号17頁)	桜花学園名古屋短大事件/名古屋高判15.12.26(裁判所ウェブサイト)	学校法人加茂暁星学園事件/東京高判24.2.22(労判1049号27頁)
労働者の地位	大学 非常勤講師	高校 保健体育講師	短大 専任講師	米国大学 日本校教員	高校 非常勤講師	米国大学 日本校常勤教員	短大 非常勤講師	高校 非常勤講師
業務の継続性	有	有	有	有	有	有	有	条件により継続
更新回数・継続雇用期間	20回 通算21年	2回 通算3年弱	2回 通算3年	4回 通算5年	1回 通算2年	0回 1年	約19年～25年 (契約期間は1年)	通算17年 通算25年 (契約期間は1年)
正社員の職務、権限、責任との同一性	異	同	—	—	—	職務は同 権限・責任は異	異	異
更新手続の実施	○	○	○	○(厳格)	○	—	○(厳格)	△(H16度以降厳格化)
不更新特約等の合意の有無・内容	無	有	無	無	無	有	無	無
使用者による契約更新を期待させる言動の有無	無	無(期待を阻害する言動有)	無(期待を阻害する言動有)	無	無	無	無	無(期待を阻害する言動有)
同様の立場にある者に対する雇止め実績	有	いくつか有	有	—	—	いくつか有	—	—

東 弁 往 来

第38回 法テラス長崎法律事務所



法テラス長崎
法律事務所
(長崎県長崎市)

長崎県弁護士会会員 佐田 英二 (63期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。同会では、犯罪被害者支援委員会に所属。2012年7月に長崎県弁護士会へ登録換え、現在に至る。

1. 長崎の佐田です！

63期の佐田英二と申します。2011年1月からの1年間、東弁の公設事務所である渋谷パブリック法律事務所で法テラススタッフ弁護士（以下「スタ弁」といいます）としての養成を受けた後、半年間の法テラス東京法律事務所勤務を経て、2012年7月に法テラス長崎法律事務所へ赴任致しました。

1年半の東弁在籍中、会員の方々には、養成を始め、犯罪被害者支援委員会や東京三会災害復旧・復興本部内都内避難者PT等の活動で、大変お世話になりました。有難うございました。

2. 長崎県・長崎市の特色

長崎県は、東京から西南西に960km、九州島の西端に位置します。日出日入時刻が東京よりも約45分遅れで、夏は夜8時くらいまで空が明るく、冬は午前7時近くまで暗いです。東京で約30年間暮らした私にとって、日出日入時刻の違いが一番、古巣を遠く離れて遥か西にやって来たと実感する事でした。

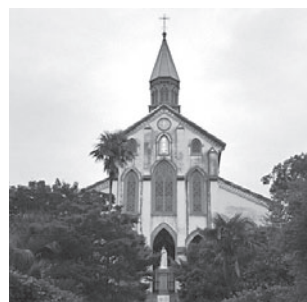
島嶼数は国内1位、海岸線の長さは北海道に次ぐ2位、海岸線から15km以上の地点はなく、海と縁深い地域です。長崎本所の当事務所は、県内全域を視野に入れて活動していますが、どこへ行くにも常に海を見ながら移動することになります。良質の魚が安く手に入り、私は東京で刺身を注文しなくなりました。

長崎県は、江戸時代には7つの藩と天領等があり、地域によって異なる文化と歴史を引き継いでいます。

長崎市中心部は長崎奉行の管轄で、オランダ・清との交易が行われていたことから、3つの文化を融合した和華蘭文化が生まれました（長崎名物のカステラ、ちゃんぽん、角煮まん、それから卓袱料理等々、食文化によく表れています）。

外国交易の収益は民にも分配されたそうで、鎮西大社諏訪神社の祭礼である「長崎くんちの奉納踊」が盛大に行われてきた歴史があります。長崎市内では、精霊流し（8月15日）、おくんち（10月7日～9日）、ランタン・フェスティバル（旧正月）といったイベント事が毎年盛大に行われ、街を賑わせています。

キリスト教の繁栄と弾圧、復活という世界的にも稀有な歴史を持ち（現在、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を目指しています）、また、国内唯2つの被爆経験を有する地域である（高齢の依頼者から、被爆体験を聞くこともあります）等、特色ある文化と歴史を有する長崎への興味は尽きません。



国宝・大浦天主堂

3. 本所型のスタ弁として

法テラス長崎法律事務所は、スタ弁2名（62期、63期）と優秀な事務局3名の5名体制です。

弁護士1名当たりの事件数が減少している昨今、本所型スタ弁（地裁本庁所在地に設置された法律事

務所に勤務し、扶助・国選業務のみを行うスタ弁）としてどのように立ち居振る舞うべきか、常に考えながら、日々の業務に取り組んでいます。この点、司法アクセス障害の除去、事件の掘起し、弁護士業務の拡大が本所型スタ弁の本分と位置付けて、特に①アウトリーチと②委員会活動に注力しています。

4. アウトリーチ活動

ご自身で相談することを決めて弁護士のもとにやってくる方の相談はジュディケアの方々にお任せして、高齢者・障害者・受刑者の出張相談、連携先の関係機関からの紹介案件を中心に取り扱っています。

私の赴任前から、法テラス長崎法律事務所は関係機関との連携に注力していました。その流れに乗るかたちで私は、研修会の講師を務め、勉強会を自ら企画・実施し、懇親会で笑いを取る等して、医療福祉職と顔馴染みになって“弁護士の売込み”をしました。

今では、地域包括支援センターや社会福祉協議会を始めとする関係機関の顔馴染みから、気軽なお問合せを頂戴するようになっていきます。気軽なお問合せのメリットは、受任前の早い段階に、関係者の集まるケース会議で地均しができることです。受任後も責任感の強い福祉職の手助けがもらえて、大変助かります。

ここで培ったネットワークは、受任事件の処理をするに当たっても、大いに役立っています。医療的・福祉的支援が必要な民事・刑事の依頼者を、依存症治療、就労支援、療育手帳取得支援等々の医療と福祉にスムーズにつなげるようになりました。

こちらから出向いて行くことが多く、移動に相当な時間が奪われて首が回らない毎日ですが、出向いたからこそ広がるネットワークがあり、仕事が仕事を呼ぶのを実感する、充実した日々を過ごしています。

5. 長崎障害者司法福祉勉強会

長崎県弁護士会に登録換えして3年目に入り、委員会では、福祉関係機関との懇談会等の事業の企画ができるようになってきました（もちろん、スタ弁として培ったネットワークを最大限に活用しています）。

複数実現した企画の中から、ここでは、高齢者等



ある講演会の様子

権利擁護委員会での「長崎障害者司法福祉勉強会」（愛称：ながさき法社会）を紹介したいと思います。

ながさき法社会は、「障害者支援の拡充のため、行政・福祉関係者と弁護士が互いの業務を理解し、顔の見える関係を構築することで、協働の素地を作る」ことを目的として、県内を3地区に分けて実施しています（私は、全体のとりまとめと、長崎市を中心とする県南地区の担当者を引き受けています）。

2か月に1回、行政・福祉関係者と弁護士各1名からの話題提供・意見交換という構成で1時間の勉強会を行った後、2～3時間の懇親会で親睦を深めています（経験上、宴席が一番、仕事につながります）。毎回、約60名の方にお集まりいただき、盛会です。

今年1月の回では、特別企画で模擬法律相談を行いました。仮想事例について、行政・福祉関係者に弁護士への質問を検討してもらった後、事例を知らない弁護士に相談してもらった組立てです（弁護士には相談後に事例を見せ、振り返りをしてもらいました）。

「これまで相談した経験がなかったが、イメージが持てた。今後は積極的に相談したい」（福祉職）、「相談中の事案のイメージが、相談後に事例を読んだら違っていた。このギャップの可能性を発見できた」（弁護士）等の感想を頂戴し、大変好評でした。このアイデアは今後、他分野にも広げて行きたいと思っています。

6. 引き続き長崎で

私は犯罪被害者支援に取り組みたいと思って、弁護士になりました。しかし、まだ長崎では納得の行く活動ができていません。私は、任期を長崎で更新する希望を出して、幸い2017年12月まで引き続き当事務所に勤務できることになりました。今後は、犯罪被害者支援に注力しつつ、引き続き長崎で、司法ソーシャルワークの実践に一層励んでいきたいと思っています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

15期

中野次雄刑裁教官のことなど



会員 泉 徳治 (15期)

1961年4月18日、15期司法修習生334人の修習が始まった。私は、京大吉田寮を出て、教科書を詰めたリンゴ箱と一緒に文京区の研修所指ヶ谷寮に入った。

寮の前の坂道を下り、都電で指ヶ谷町から水道橋に出て、中央線の四谷駅で降り、20分ほど歩いて紀尾井町の旧行政裁判所跡地にあった研修所へ通った。

刑裁教官の中野次雄氏は、総合判例研究叢書などにも執筆している学究派である。司法省刑事局や陸軍司政官の勤務歴を全く感じさせることのない温厚な人格者であった。ご自分で修習生に裁判官任官を勧誘するようなことは全くなかったが、実務家でありながら研究生活を続ける中野教官の姿に憧れて任官する教え子が多かった。クラス仲間と西荻窪のご自宅に押しかけ、松子夫人から白菜たっぷりの鶏鍋をご馳走になった。

その中野教官が、ある日、本日は二度目の渡米のため待機中の田辺公二教官に特別講義をお願いすることになったと、10歳ほど年下の田辺氏をあたかも先輩のように紹介された。私は、これは特別な人に違いないと思い、最前列に席を占めた。田辺氏から、いろいろ質問が寄せられる中で、私は、「それは、こうじゃないですかね」と軽率な答えをしてしまった。早速、「法律の議論は勘に頼ってはいけない。君の机の上にある六法を開き、条文の根拠を示し、筋道を立てて説明すべきだ」ときついお叱りを受けた。田辺氏は、学徒出陣で戦艦大和の護衛艦「冬月」の乗組員となって奇跡的に生還し、1954年の日米法学交流計画で2年間米国のロースクールに学び、帰国後に研修所付となっ

て「民事訴訟の第一審訴訟記録について」、「民事起案の手びき」、「供述心理」等の教材作成に携わり、研修所教育の基礎を築いた裁判所一の俊英であったが、43歳で急逝した。田辺氏から落とされた雷は、私の宝物である。

前期が終わり全員が修習地に散っていく。研修所主催の壮行会が東大植物園の本館前辺りで開かれ、生ビールの樽も持ち込まれた。夏の日のに涼しい味が忘れられない。戦時中には、同じ場所で、東大の出陣学徒壮行会が開かれているから、申し訳ない気もしている。

大阪修習では、裁判所敷地内にあった拘置所の死刑執行室見学で、板の間の中央部分が下にボタンと観音開きで開く様子を見たときのことが、忘れられない。

前期修習終了の際の授業で、中野教官から、実務修習中に論文を一つまとめて提出するようにとのことのお達しがあった。私は、「包括一罪としての連続犯」を書いた。後期修習に入って配られてきた「司法研修所報」を見ると、修習生論文の登載は、松沢智氏と私のものだけである。私は、全員が出すものと思い込み、拙稿を人目にさらすことになって、恥ずかしい思いをした。

後期は起案の連続であったような記憶である。トイレでたまたま中野教官と肩を並べるようになったとき、「君の起案が教官室の模範解答に一番近かったよ」と言われた。場所柄、うつむくしかなかったが、密かに自分も刑事裁判官を目指そうと決めた。

2012年5月12日に本林徹氏の旗振りで15期50周年記念祝賀会が開かれ、117人が品川プリンスに集まった。再会できなかった人の顔も次々と頭に浮かんだ。

実務家としての一年目を振り返る

会員 杉山 日那子



修習生だった当時、私は単独登山に明け暮れた。

初めて単独で登頂したのは、初夏の岩木山（津軽平野にそびえる単独峰）だった。下山後、弘前駅から青森駅に向かう奥羽本線の中で、ビール片手に、登山靴の紐を緩めながら、私は以下のような内容を頭に巡らせた。

単独登山における出来事一切は、自分の努力による良い結果／自分の努力以外の要因による良い結果、自分の努力不足による悪い結果／自分の実力以外の要因による悪い結果のいずれかに一見して分類可能であって、自分の努力不足による悪い結果を自分の努力以外の要因による悪い結果だから仕方がないとしたり、自分の努力以外の要因による良い結果を、自分の努力による良い結果だとするようなごまかしのしょうがまるでない。ごまかそうと思ってみてもごまかせないのだから、ごまかそうとする気持ちが湧かない。その分、自分の努力不足による悪い結果については敗因分析の意欲（例えば、水場があったから救われたものの、持参した水を飲み干しかけて不安に陥ったことについて、炎天下で必要となる水の量を想像できなかったのは何故だろうと考えた）が、自分の努力以外の要因による良い結果については生きとし生けるものへの感謝の気持ち（例えば、もう引き返そうと思った瞬間に目の前に現れ、もう一度頂上へ歩みを進めようと思わせてくれたミチノクコザクラの群生を有難く思った）が湧く。清々しい気持ちになって、次回の山行を楽しみに思った。

実務家となって以来、私は仕事に明け暮れている。

実務家となって一年経つが、私は国際カルテル、

国際仲裁をはじめ様々な業務に関わった。仕事を終えて一人歩く首都高速都心環状線の直下の道路で、ビール片手に、ヒール靴で甲高い足音を響かせながら、私は以下のような内容を頭に巡らせた。

仕事における出来事一切は、自分の努力による良い結果／自分の努力以外の要因による良い結果、自分の努力不足による悪い結果／自分の実力以外の要因による悪い結果のいずれかに一見して分類可能であって、自分の努力不足による悪い結果を自分の努力以外の要因による悪い結果だから仕方がないとしたり、自分の努力以外の要因による良い結果を、自分の努力による良い結果だとするようなごまかしのしょうがまるでない。ごまかそうと思ってみてもごまかせないのだから、ごまかそうとする気持ちが湧かない。その分、自分の努力不足による悪い結果については敗因分析の意欲（例えば、つまらない形式上のミスをなくすために、急いでいても一度出力して確かめようと考えた）が、自分の努力以外の要因による良い結果については生きとし生けるものへの感謝の気持ち（例えば、その日出席した英語の会議の内容が理解できなかったと職場近くのラーメン屋で肩を落としていたときに、もう一度やってみようと思わせてくれた、「できないということは諦める理由にはならない」という上司の一言を有難く思った）が湧く。清々しい気持ちになって、次の業務を楽しみに思った。

振り返ればこの一年、修習生だった当時に心の支えとしていた単独登山へ出かけたことはない。それでも不安はない。

『障がい者差別よ、さようなら!』

障害と人権全国弁護士ネット 編 生活書院 3,000 円 (本体)

本書を手にとって
障がい者に適切な支援のできる弁護士へ

会員 森川 清 (56 期)



はじめに手にとった瞬間、「分厚い」、それが第一感だ。それだけ本書には、たくさんの障がい者差別がつまっているということだ。

もちろんそれに対応する解決も、それだけつまっている。権利条約の批准というエポックがあり、タイトルにも意気込みが感じられる。

そして、目次。障がい者問題は、あらゆる部面に及んでいる。本書でも、差別、労働、教育、成年後見・選挙権、虐待、情報保障、移動、地域生活保障、生活保護、年金、刑事事件・罪に問われた障がい者への支援と項目立てて書かれている。

わたしは2002年まで14年間福祉事務所に勤務していたが、生活保護だけでなく障がい者福祉の分野でも、弁護士が福祉事務所に訪ねてきたというのは、見たことも聞いたこともなかった。

それがこのように多くの問題がとりあげられ、めざましい成果を残している。しかし、弁護士の取り組みは、まだまだこれからだろう。

【刑事5】でもふれられているように、「弁護士などが障がいをもつ人に接しても、障がいの存在に気づくことができず、適切な支援もできない」という問題がある。弁護士の日常的な相談において、実は障がい者に接する機会はきわめて多いはずだ。公式の発表でも「身体障害者393万7千人、知的障害者74万1千人、精神障害者320万1千人」(平成26年版障害者白書)、難病患者としては特定疾患医療受給者証所持者85万5061人(平成25年度衛生行政報告例)に及んでいる。

弁護士が相談者の有する障がいに気づかないまま、一般的な解決手段を助言しただけでは何も解決しない。

解決事例としては、【刑事2】では弁護士が知的障がいについて、略式起訴に疑問を抱き正式裁判請求を実現して責任無能力で無罪となった事例も紹介されている。

また、障がい者本人が情報提供を受けていなかったり、主訴をうまく伝えられなかったりして、問題が生じることもある。【情報保障】や【年金】、【虐待】で紹介されている各事案は、まさにそのような事例である。

本書において、各弁護士は、苦労しながら適切な情報提供や主訴の汲み取りをしている。そうでなければ、それこそ二次被害になってしまう。まさに弁護士の「合理的配慮」が詰めこまれている。

本書はいわゆるマニュアル本ではないから仕事に役立つのではないかと思われるかもしれないが、そんなことはない。上記のように、根源的なヒントがたくさん盛り込まれており、仕事に役立つものとなる。

障がい者が安全で安心して暮らせる社会は、障がいを認識していない人びとにとっても、安全で安心して暮らせる社会だ。

そして、障がい者に適切な法的支援をできる弁護士は、障がいを認識していない人びとにとっても適切な法的支援ができる弁護士と評価されることとなるだろう。

本書に唯一不満があるとすれば、精神科病院からの退院支援やホームレス問題にふれられていないことだ。かといって、本書の続編に書いてもらいたいわけではない。

願わくば、本書の続編のいない社会、障がい者が安全で安心して暮らせる社会になってほしいものだ。ぜひみなさんも本書を手にとって仕事に役立て、本書の続編のいない社会への一助となってほしい。



カメの魅力

会員 小笠原 友輔 (65 期)



カメは不思議な動物です。

まず、何がどうなってあの骨格を獲得したのか。甲羅は肋骨が進化したものらしいですが、説明を聞いてもイマイチよく分かりません。それに、同じカメというくくりの中でも、極めて多様な形態、生態の種があり、スッポンとゾウガメが同じカメだと言われてもにわかに信じがたいものがあります。

カメは、私たちにとても身近な動物です。

皆さんの中にも、小さいころ飼っていた／今も飼っているという方も多いことと思います。かくいう私も、今年で22歳と21歳（推定）になるミシシippアカミミガメを飼っています。本稿執筆時点（1月）では冬眠中なため、ごはんを食べることも水を汚すこともないのですが、春から秋にかけては結構お世話が大変です。最初はあんなに小さくて可愛かったのに…というのはカメを飼っている人共通の愚痴。まあ今も可愛いんですけど。

ペットとして飼われているカメ以外でも、東京では、日比谷公園のミシシippアカミミガメから上野動物園のガラバゴスゾウガメまで、気軽にいろんな種類のカメを目にすることが出来ます。陸上にいると、ウミガメにはなかなかお目にかかることはできませんが、島嶼部を除く東京でウミガメと会える場所もいくつかあります。

私の近年の個人的なお気に入り、スカイツリーの足元にあるすみだ水族館です。同水族館では、毎年、小笠原諸島からアオウミガメの赤ちゃんを預かり、1年程度飼育して成長させてから再度小笠原の海へ帰すという活動を行っているそうです。子ガメの成長はとても早く、来るたびにどんどん大きくなっていくのが実感できて否応なしに情が移ってしまいます。1年経ってまた小笠原

に帰って行ってしまう時期は寂しいですが、厳しい生存競争を勝ち抜いて無事に大人になれるのを祈るばかりです。ちなみにカメは関係ないですが同水族館のマゼランペンギン達も非常に個性豊かで、見ていて飽きません。

そして、カメは私たち人間に、動物との付き合い方を考えさせてくれます。

ご存知のとおり、今も、捨てられるカミツキガメやミシシippアカミミガメが多数います。一見飼いやすそうだからと飼い始めてから、あとで話が違うと気づいて遺棄してしまう方が多いと聞きます。

最後まで責任をもって飼えないなら飼うな、という話ですが、現実的に劣悪な環境でしか飼育できない飼い主のもとに死ぬまで閉じ込めておかれるよりは、少なくともその個体としては遺棄された方が幸福だったのかなとも思っています。そして、同時に、わが家の飼育環境は、食料と健康と安全は確保しているつもりだけど、カメにとっては劣悪だったりするのかな…とも思ったりします。

動物（特に爬虫類）がどう感じているか、何が幸せなのかというのは、結局人間にはなかなかわかりません。本人に「正直なところ、どうなの？」と聞ければ一番なんですが…。

ただ、うちの子らは、少なくともごはんを食べているときは幸せであることは間違いないように思います。

そして、遠くからでもごはんをくれる人は的確に見分け、バタバタ大騒ぎしながら近寄ってくるのを見ると、やっぱり可愛いなあと思います。

結論として、要するにカメは可愛いのです。

法律学

『フラット化社会における自由と安全』大沢秀介／尚学社
『新法令用語の常識』吉田利宏／日本評論社

外国法

『図解中国ビジネス税法 第4版』太陽グラント
ソントン税理士法人／税務経理協会
『メコン流域諸国の税務 第2版 タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー』KPMG／中央経済社
『ドイツ進出企業の会計・税務・会社法・経営改訂版』池田良一／税務経理協会
『インド法務ハンドブック』谷友輔／中央経済社

憲法

『多元主義における憲法裁判 P.ヘーベルの憲法裁判論』Häberle, Peter／中央大学出版部
『判例ナビゲーション憲法』榎透／日本評論社
『集团的自衛権容認の深層』瀬戸厚／日本評論社
『日本国憲法の地方自治』杉原泰雄／自治体研究社

議会制度

『代議制民主主義の比較研究 日米韓3ヶ国における民主主義の実証分析』小林良彰／慶應義塾大学出版会

行政法

『新しい行政不服審査制度』橋本博之／弘文堂
『新行政不服審査制度』行政不服審査制度研究会／ぎょうせい
『行政処分差止め・取消訴訟の実務と書式』前田泰志／民事法研究会
『土地収用の代執行 改訂増補 行政代執行の法律と実施手続』収用代執行研究会／プログレス
『土地区画整理法 条解・判例』大場民男／日本加除出版
『用地補償ハンドブック 第5次改訂版』補償実務研究会／ぎょうせい
『自治体・事業者のための防災計画作成・運用ハンドブック』防災計画研究会／ぎょうせい

消防法

『火災報告取扱要領のてびき』調査実務研究会／東京法令出版
『火災予防違反処理の基礎 新訂第2版』関東一／近代消防社

会計法

『官庁契約と会計検査 改訂8版 予算経理(収入・支出・債権債務・国有財産・物品)、物件・役務、用地・補償、補助事業、事業効果』市川啓次郎／経済調査会

税法

『近代立憲主義による租税理論の再考』片上孝洋／成文堂
『税務判決・裁判例の読み方』朝倉洋子／中央経済社
『入門税務調査 小説でつかむ改正国税通則法の要点と検証』ハツ尾順一／法律文化社
『クローズアップ課税要件事実論 第3版 要件事実と主張・立証責任を理解する』酒井克彦／財経詳報社
『格差是正と税制』日本租税理論学会／日本租税理論学会
『税理士が知っておきたい50のポイント税務争訟・税賠対応』内海英博／大蔵財務協会
『続 税理士のための百箇条』関根稔／財経詳報社
『契約書作成に役立つ税務知識 Q&A 取引スキ

ーム別』森・濱田松本法律事務所／中央経済社
『地方税務職員のための租税徴収の技術』小林能彦／ぎょうせい
『図解国税徴収法 平成26年版』五月花浩一／大蔵財務協会
『国税徴収法精解 18版 平成27年』吉国二郎／大蔵財務協会
『資産税実務問答集 平成26年10月改訂』堀修二／納税協会連合会
『不動産の評価・権利調整と税務 土地・建物の売買・賃貸からビル建設までのコンサルティング 平成26年10月改訂』鶴野和夫／清文社
『そこが知りたい! 固定資産管理の実務 現物リストの作成から税務調査対応まで』松下欣親／中央経済社
『非上場株式の評価・税務Q&A 相続・贈与・売買／組織再編／自己株式取得』山田&パートナーズ／清文社
『相続税法 理論と掲載 7訂版』安島和夫／税務経理協会
『民法と相続税法からみる遺産分割協議と遺贈の相続税実務Q&A』武田秀和／税務研究会出版局
『地方税Q&A 平成26年版』全国女性税理士連盟／大蔵財務協会

地方自治法

『地方自治のしくみと法』岡田正則／自治体研究社
『地方自治法改正史』小西敦／信山社
『地方公務員共済年金制度の解説 平成26年度版』地方公務員共済年金制度研究会／ぎょうせい

民法

『民事判例 9 2014年前期』現代民事判例研究会／日本評論社
『法人登記書式精義 第5巻』登記研究編集室／テイハン
『一般社団・財団法人・公益社団・財団法人の理事会Q&A精選100』渋谷幸夫／全国公益法人協会
『財の多様化と民法学』吉田克己／商事法務
『抵当権・根抵当権登記のポイント 設定から実行まで』青木登／新日本法規出版
『民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案における重要項目』兵庫県弁護士会／兵庫県弁護士会
『詐害行為取消訴訟の実務と理論』飯原一乗／悠々社
『標準契約書式全書』寺本吉男／日本法令
『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』二宮周平／日本加除出版
『生活保護と扶養義務 ケース記録文例収録』近畿弁護士会連合会／民事法研究会
『終活にまつわる法律相談 遺言・相続・相続税』安達敏男／日本加除出版
『交渉の場としての相続 遺産分割協議をいかに行ったら良いか』奈良輝久／青林書院
『居住用建物賃貸借契約の書式と実務』立川及川法律事務所／学陽書房
『不動産登記実務の視点 4』登記研究編集室／テイハン
『最新体系・戸籍用語事典 法令・親族・戸籍実務・相続・旧法』高妻新／日本加除出版

会社法

『Q&A 平成26年改正会社法 社外取締役の規律見直し、多重代表訴訟制度の創設など』第一東京弁護士会総合法律研究所／新日本法規出版
『ここが変わった! 改正会社法の要点がわかる

本』三原秀哲／翔泳社

『わかりやすい建設業のための改正会社法 会社法の一部を改正する法律対応』建設業適正取引推進機構
『役員・従業員の不祥事対応の実務 調査・責任追及編』尾崎恒康／レクスネグノス・ジャパン
『企業危機・不祥事対応の法務』森・濱田松本法律事務所／商事法務
『会社法改正の潮流 理論と実務』関西商事法研究会／新日本法規出版
『判例・裁判例にみる非公開株式評価の実務』森正道／新日本法規出版
『DES-DDSの実務 第3版 Debt equity swap・debt debt swap』藤原総一郎／金融財政事情研究会
『税務からみた会社議事録作成のポイントと文例』エスネットワークス／新日本法規出版

刑法

『罪刑法定主義 新訂第2版』大野真義／世界思想社
『川端博先生古稀記念論文集 上巻』井田良／成文堂
『川端博先生古稀記念論文集 下巻』井田良／成文堂
『山口厚先生献呈論文集』高山佳奈子／成文堂
『自由と安全の刑事法学 生田勝義先生古稀祝賀論文集』浅田和茂／法律文化社
『犯罪サイロロジー 第2版 犯罪の類型学』川崎友巳／成文堂
『法律家のための科学捜査ガイド その現状と限界』平岡義博／法律文化社
『刑事制度の周縁 刑事制度のあり方を探る』松原英世／成文堂
『刑事政策がわかる』前田忠弘／法律文化社
『懲罰社会と刑法』吉田敏雄／成文堂
『我が精神鑑定 1』中田修／時空出版
『我が精神鑑定 2』中田修／時空出版
『秘密保護法から「戦争する国」へ 秘密保護法を廃止し、集团的自衛権行使を認めない闘いを』右崎正博／旬報社

司法制度・司法行政

『弁護士業務の勘所 弁護士という仕事をもっと楽しむために』官澤里美／第一法規
『評伝布施辰治』森正／日本評論社
『法律事務所のためのパソコンマニュアル 弥生会計ソフト編 Ver.4.0 平成25年度』第一東京弁護士会業務改革委員会／第一東京弁護士会
『大阪弁護士会と大阪地方裁判所各部・大阪簡易裁判所との懇談会 懇談会報告集 平成25年度』大阪弁護士会司法委員会／大阪弁護士会
『堕ちた弁護士 税務行政・司法制度の闇を撃つ』村上静雄／現代書林

訴訟手続法

『Q&A 証拠説明書・陳述書の実務』岡山弁護士会／ぎょうせい
『ケースでわかる民事訴訟法』小林秀之／日本評論社
『要件事実の考え方と実務 第3版』加藤新太郎／民事法研究会
『倒産法改正150の検討課題』全国倒産処理弁護士ネットワーク／金融財政事情研究会
『倒産法制の現代的課題 民事手続法研究 2』山本和彦／有斐閣
『家事調停の実務』紙子達子／青林書院
『東京簡易裁判所民事調停協会創立20周年記念誌』東京簡易裁判所民事調停協会／東京簡易裁判所民事調停協会
『実務体系現代の刑事弁護 3 刑事弁護の歴史

と展望』後藤昭／第一法規

『実践刑事弁護 国選弁護編 新版第2版』東京
弁護士会刑事弁護委員会／現代人文社

『証拠開示と公正な裁判 増補版』指宿信／現代
人文社

『最終推理狭山事件 浮かびあがる真犯人』甲斐
仁志／明石書店

『防犯カメラによる冤罪』小川進／緑風出版

少年法

『青少年保護法 新版 補訂版』安部哲夫／尚学社
『少年法 第3版 その動向と実務』河村博／東
京法令出版

訴訟記録

『神兵隊事件 別巻3』専修大学／専修大学出版局

経済産業法

『消費者のための集団裁判 消費者裁判手続特例
法の使い方』町村泰貴／弁護士会館ブックセン
ター出版部LABO

『シニアをめぐるビジネスの実際と法律問題 超
高齢社会における住まい・介護・契約・高齢者
雇用を中心に』真和総合法律事務所／民事法
研究会

『人気弁護士が教えるネットトラブル相談室』中
島茂／日本経済新聞出版社

『景品・表示の法実務』丸橋透／三協法規出版

『国連グローバー勧告 福島第一原発事故後の
住民がもつ「健康に対する権利」の保障と課題』
ヒューマンライツ・ナウ／合同出版

『法律家のための会計入門』永野良佑／国元書房

『Q&A金融ADRの手引き 全銀協あっせん手続
の実務』田中豊／商事法務

『外為法ハンドブック 収収法その他関連法令も
含めた外為取引への実務的アプローチ 2014』
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
／三菱UFJリサーチ&コンサルティング

『Q&A過払金返還請求の手引 第5版 サラ金
からの簡易・迅速な回収をめざして』名古屋
消費者信用問題研究会／民事法研究会

知的財産法

『知的財産訴訟の現在 訴訟代理人による判例評
釈』中村合同特許法律事務所／有斐閣

『会社の商標実務入門』中央経済社
『著作権法入門 2014-2015』文化庁／著作
権情報センター

『著作権法 第2版』中山信弘／有斐閣

労働法

『労働判例に学ぶ予防的労務管理』岡崎隆彦／
産労総合研究所出版部経営書院

『新・労働法実務相談 新版 第2版 職場トラブ
ル解決のためのQ&A』労務行政研究所／労務
行政

『労働者人格権の法理』角田邦重／中央大学出
版部

『労働行政対応の法律実務』石崎信憲／中央経
済社

『よくわかる! 労働判例ポイント解説集』山田省
三／労働開発研究会

『採用から解雇、退職まで 改訂9版』労働調査
会／全国労働基準関係団体連合会

『年次有給休暇制度の解説とQ&A 改訂5版』
労働調査会／労働調査会

『よくわかる「多様な正社員制度」と就業規則
見直しのポイント』岩崎仁弥／日本法令

『ホワイト企業の就業規則』米田徹／労働調査会

社会福祉法

『改正介護保険制度のポイント 平成27年4月
からの介護保険はこう変わる』中央法規出版／
中央法規出版

『ケーススタディ障がいと人権 2』障害と人権全
国弁護士ネット／生活書院

『改正児童ポルノ禁止法を考える』園田寿／日
本評論社

教育法

『Q&A改正地方教育行政法 平成26年改正』
文部科学省地方教育行政研究会／ぎょうせい

出版関係法

『電子書籍・出版の契約実務と著作権 第2版』
村瀬拓男／民事法研究会

国際法

『逐条解説法の適用に関する通則法 増補版』小
出邦夫／商事法務

『国際取引法 第4版』佐野寛／有斐閣

医学書

『新骨軟部画像診断の勘どころ』藤本肇／メジ
カルビュー社

名張毒ぶどう酒事件第8次再審請求異議審申立棄却決定に対する会長声明

2015年1月9日、名古屋高等裁判所刑事第2部（木口信之裁判長）は、いわゆる「名張毒ぶどう酒事件」（以下「本件」という。）の第8次再審請求異議審において、請求人奥西勝氏の異議申立を棄却する旨の決定（以下「本決定」という。）を行った。

本件は、1961年3月28日、三重県名張市で、農薬が混入されたぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡し、12人が重軽傷を負った事件である。奥西勝氏は、殺人罪、殺人未遂罪で起訴され、1964年に第一審で無罪となったものの、1969年に控訴審で逆転死刑判決を受け、1972年に最高裁で上告が棄却されて、死刑判決が確定した。奥西勝氏は、死刑判決確定後も再審請求を行って冤罪を訴え、第7次再審請求では2005年に再審開始が決定されたものの、その後取り消されるという経緯を辿った。

奥西勝氏と弁護団は、2013年11月5日に第8次再審請求を申し立て、第7次再審請求の最終審で証拠提出した農薬に関する意見書等が最終審で検討されないまま再審請求が棄却されたことから、同意見書等をあらためて新証拠として提出した上で、さらに第7次再審請求の最終審が再審請求を棄却した根拠が誤りであることを実験により明らかにすることを通告していた。

しかし、請求審の名古屋高等裁判所刑事第1部（石山容示裁判長）は、2014年5月28日、わずか7ヶ月の審理期間で、弁護団が提出する旨を通告していた実験結果の提出を待たずに、上記意見

書等に証拠の新規性がないとの従前の判例にも反する不当な判断をして、再審請求を棄却した。本決定も、請求審と同様にわずか7ヶ月の審理期間で、実質審理を全く行わないまま請求審決定を追認したものである。しかも、裁判所は、弁護団の証拠物の閲覧・謄写請求に対し、不当にもその機会すら与えなかった。

この間、検察官は、弁護団からの手持ち証拠の開示請求に対して応答すらせず、裁判所もその姿勢を追認してきた。布川事件、東電女性社員事件、袴田事件等、近時の著名な再審無罪事例を見るだけでも、検察官手持ち証拠中に再審請求人に有利な証拠が存在し、再審の端緒となる例が多い。本件について、検察官手持ち証拠が一切開示されないまま死刑判決が維持されていることは、著しく正義に反するといわなければならない。

奥西勝氏は、最高裁判所に特別抗告が行われた2015年1月14日、89歳を迎えた。

本決定は、奥西勝氏から雪冤の機会を奪ったものであり、到底容認することはできず、直ちに是正されなければならない。

当会は、今後も奥西勝氏が無罪判決を勝ち取るまで支援することを表明する。

2015年1月16日

東京弁護士会会長 高中 正彦

当会会員の刑事事件判決についての会長談話

昨日、当会岩淵秀道会員が、弁護士法違反（非弁提携）の罪で懲役1年執行猶予3年という有罪判決を受けました。

判決で認定された事実は典型的な非弁提携であって、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、由々しき事態であると厳粛に受け止めております。

当会では、昨年来預り金等の取扱いに関する会規の改正を行い、多重債務整理事件の処理における非弁提携などの不祥事根絶に

向けた努力を続けているところです。

本判決を受けて、今後とも弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組んでいく所存です。

2015年1月22日

東京弁護士会会長 高中 正彦

商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、2015（平成27）年1月23日、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（以下「本省令」という。）を定めた。

本会は、2014（平成26）年4月5日付けで公表及び意見募集がなされた商品先物取引法施行規則に対し、同月22日付け会長声明及び同月25日付け意見（パブリックコメント）において、これに反対する意見を表明してきた。

本省令は当初の公表案を若干修正し、同規則第102条の2を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、顧客が65歳未満で一定の年収又は資産を有する者について、顧客の理解度を確認するなどの要件を満たした場合を例外とする規定を盛り込んだものである。

しかし、上記の要件を満たすかどうかの顧客の適合性の確認は勧誘行為の一環としてなされるものであるから、本省令は、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を不招請で行うことを無制約に許容するものであって、事実上不招請勧誘を全面的に解禁するに等しいものである。

また、委託者に年収や資産の確認の方法として申告書面を差し入れさせたり、書面による問題に回答させて理解度確認を行う等の手法は、いずれも、現在多くの商品先物取引業者が事実上採っているところであり、その中で業者が委託者を誘導して事実と異なる申告をさせたり、正答を教授するなどの行為が蔓延し、深刻な被害が生じていることからすると、これらの手法が委託者保護のた

めに機能するものとは評価できない。

したがって、商品先物取引法第214条第9号は、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」として、不招請勧誘の禁止に関する省令による除外事由について、「委託者等の保護に欠けないこと」、「取引の公正を害するおそれのない行為であること」という一定の枠をはめているところ、本省令は、透明かつ公正な市場を育成し委託者保護を図るという趣旨に適合せず、同法の委任の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。

そもそも、不招請勧誘の禁止規定は、商品先物取引の勧誘による深刻な被害が長年にわたり発生し続け、業者に対する他の行為規制では沈静化しなかったことから、2011（平成23）年1月施行の商品先物取引法で導入されたという経緯があり、不招請勧誘の禁止規定施行後は、禁止規定を潜脱した勧誘行為は見られるものの、被害件数は全体として減少傾向にあり、不招請勧誘の禁止が消費者被害防止の有効な手段として機能しているといえる。

それにもかかわらず、本省令により不招請勧誘禁止の除外事由を大幅に緩和すれば、再び被害が多発することになることは明らかであり、消費者保護の観点から許容することができず、本会はこれに強く抗議する。

2015年1月28日

東京弁護士会会長 高中 正彦

少年事件の実名等の報道に強く抗議し、重ねて少年法 61 条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社は、「週刊新潮」2015年2月12日号において、名古屋市で女性が殺害された事件の被疑者として逮捕された少年の実名及び顔写真を掲載した。

同社のこのような記事は、少年のとき犯した罪について氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事または写真の掲載を禁止した少年法第61条に反し、許されない。

少年法は、第1条において少年の「健全な育成」、すなわち、少年の成長発達権の保障の理念を掲げている。そして、推知報道がされると、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれ強いことから、同法第61条は、少年の推知報道を、事件の区別なく一律に禁止している。

わが国も批准している子どもの権利に関する条約は、第16条で、いかなる子どもも私生活、家族等に対して恣意的にもしくは不法に干渉され、または名誉及び信用を不当に攻撃されてはならず、不法な干渉や攻撃に対し法律の保護を受ける権利があると規定している。同条約第40条第2項(b)(vii)も、刑罰法規を犯したと申し立てられたすべての子どもの私生活が手続のすべての段階において十分に尊重されるべきものと規定している。さらに、少年司法運営に関する国連最低基準規則第8条も、少年のプライバシーの権利はあらゆる段階で尊重されなければならない、原則として少年の特定に結びつくいかなる情報も公表してはならないとしている。

新潮社は、1997年7月、同年6月に神戸市須磨区で発生した小学生殺人事件の嫌疑をかけられた14歳の少年の顔写真を掲載し

たことがある。これに対して当会は、少年法の理念及び少年の人権保障の観点から抗議声明を出し、少年法第61条を遵守するよう強く要請した。しかし、同社は、2005年、2006年及び2013年にも少年事件に関する記事の中で実名及び顔写真を掲載し、当会と日本弁護士連合会はそのたびに抗議声明を出し、少年法第61条の遵守を求めた。それにもかかわらず、再び明白な違法行為が繰り返されたことは極めて遺憾である。

なお、新潮社は、上記「週刊新潮」の記事において、2000年2月29日の大阪高裁の判決を挙げて、少年の実名報道が認められる場合があると指摘し、実名と写真掲載を正当化している。しかし、同判決は、出版社が少年に対し民事上の損害賠償責任を負わない場合があることを指摘したに過ぎない。むしろ、同判決は、出版物の発行者は少年法第61条の趣旨を尊重し、良心と良識をもって自己抑制することが必要であると述べているのであって、この判決をもって実名と写真掲載を正当化することはできない。

当会は、新潮社に対し、同社の行為が少年法及び子どもの権利条約に反し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害するものとして強く抗議するとともに、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを求める。

また、すべての出版・報道機関に対して、少年法を遵守し、少年及び関係者の人権の保障に留意して報道を行うことを要望する。

2015年2月6日

東京弁護士会会長 高中 正彦

朝日新聞元記者の弁護士事務局長に対する業務妨害事件に関する会長声明

従軍慰安婦に関する記事を書いた朝日新聞元記者は現在週刊誌発刊会社等を被告として名誉毀損に基づく損害賠償等を請求する裁判を進行しているが、この裁判の原告弁護士事務局長が所属する法律事務所に、本年2月7日午前5時10分から午後0時27分までの間に延べ9件合計431枚の送信者不明のファクシミリが送りつけられ、過剰送信によりメモリーの容量が限界に達してファクシミリ受信が不能となる事件が起きた。ファクシミリの内容は、朝日新聞元記者に対する中傷、同記者の家族のプライバシーに触れるもの、慰安婦問題に対する揶揄などであった。

この朝日新聞元記者に関しては、2014年5月以降その勤務する北星学園大学に対し、学生に危害を加える旨を脅迫して元記者の解雇を迫る事件が起きており、当会ではこのような人権侵害行為を許さない旨の会長声明(2014年10月23日付け)を発出したところである。しかし、その後の本年2月にも再び北星学園大学への脅迫事件は起きている。

言うまでもなく、表現の自由は、民主主義の根幹をなすがゆえに

憲法上最も重要な基本的人権のひとつとされており、最大限に保障されなければならない。仮に報道内容に問題があったとしても、その是正は健全かつ適正な言論によるべきであり、犯罪的な手段によってはならない。

今回の大量のファクシミリ送信は、いままなお朝日新聞元記者に対する不当な人権侵害とマスメディアの表現の自由に対する不当な攻撃が続いていることを意味するだけではなく、元記者の権利擁護に尽力する弁護士をも標的として、司法への攻撃をしていることにおいて、きわめて悪質、卑劣であり、断じて看過できない。

当会は、民主主義の根幹を揺るがせる表現の自由に対する攻撃を直ちに中止させるため、関係機関に一刻も早く厳正な法的措置を求めるとともに、引き続き弁護士業務妨害の根絶のために取り組む決意である。

2015年2月17日

東京弁護士会会長 高中 正彦